

令和 8 年度

市 税 の し お り



~市税の納付は便利な口座振替で~

大 分 市

目次

1 市税とくらし

令和8年度の主な税制改正	1
令和8年度の予算	2
令和8年度市税収入の内訳	4
市税10,000円の使いみち	5

2 市税のあらまし

市税の種類	6
市民税	7
固定資産税	21
軽自動車税	32
市たばこ税	36
鉱産税・特別土地保有税・入湯税	37
事業所税	38
都市計画税	39
国民健康保険税	41

3 納税のご案内

納税通知書	45
納期限と納める場所	47
自主納税と滞納処分	51
納税の猶予・市税の減免	52
審査請求	53

4 証明・閲覧

証明・閲覧申請の手続き	53
-------------	----

5 税に関するお問い合わせ先

国税・県税について	60
国税・県税についてのお問い合わせ先	61
市税についてのお問い合わせ先	62

令和 8 年度の主な税制改正

■ 市民税・県民税

● 給与所得控除の引き上げ

給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられます。

(改正後の給与所得金額の計算方法については 9 ページ参照)

● 特定親族特別控除の創設

納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しない人を有する場合に、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて逡減していく仕組みが新たに設けられます。

● 各種控除等に係る所得要件の引き上げ

各種控除等の適用を受ける場合における所得要件額が 10 万円引き上げられます。

詳細は大分市ホームページ『令和 8 年度の市民税・県民税の主な税制改正についてお知らせします』をご確認ください。

■ 軽自動車税

● 〈軽自動車税〉 環境性能割の廃止

軽自動車税環境性能割は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止となりました。これに伴い、現行の「軽自動車税（種別割）」が「軽自動車税」へと名称を変更しました。

● 〈軽自動車税〉 グリーン化特例の延長

軽自動車税において講じている燃費性能等の優れた軽自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化特例」）について、下記のとおり適用期限が延長されました。

・軽自動車税のグリーン化特例（軽課）：電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長する。

令和8年度の予算

1 予算の内訳

令和8年度の予算総額は3,801億1,200万円です。

このうち、一般会計が2,232億5,500万円、国民健康保険事業などの特別会計が1,069億1,900万円、水道事業会計が178億2,400万円、公共下水道事業会計が321億1,400万円となっています。

(単位：千円)

一般会計	223,255,000
特別会計	106,919,000
国民健康保険	47,855,000
財産区	247,000
土地取得	471,000
公設地方卸売市場事業	365,000
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	77,000
介護保険	47,447,000
後期高齢者医療	10,456,000
横尾土地区画整理清算事業	1,000
水道事業会計	17,824,000
公共下水道事業会計	32,114,000
合 計	380,112,000

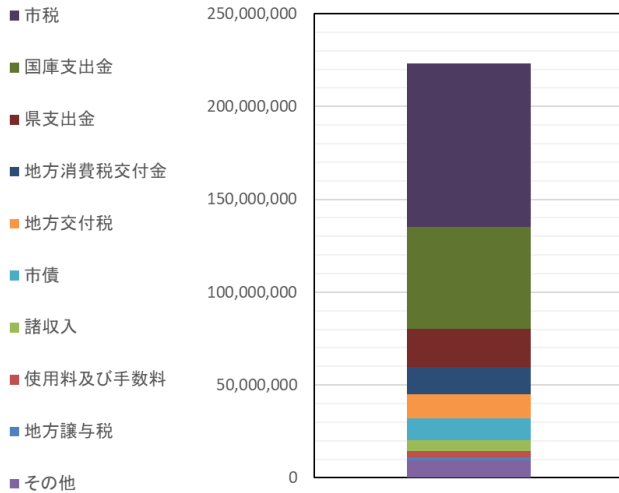
2 一般会計の内訳

令和8年度予算のうち、一般会計の内訳は次のようになっています。

特に歳入では、全体の39.5%を市税収入が占め、市民の暮らしを支えていく大切な財源となっています。

歳入

単位：千円

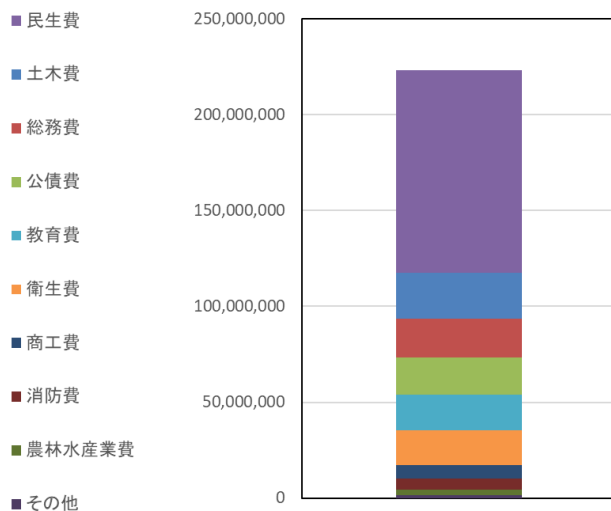


(単位：千円)

番号	項目	歳入	構成比
1	市税	88,128,321	39.5
2	国庫支出金	55,062,604	24.7
3	県支出金	20,255,475	9.1
4	地方消費税交付金	14,618,000	6.5
5	地方交付税	13,370,000	6.0
6	市債	11,617,100	5.2
7	諸収入	5,670,040	2.5
8	使用料及び手数料	3,346,840	1.5
9	地方譲与税	1,859,000	0.8
10	その他	9,327,620	4.2
	合計	223,255,000	100.0

歳出

単位：千円



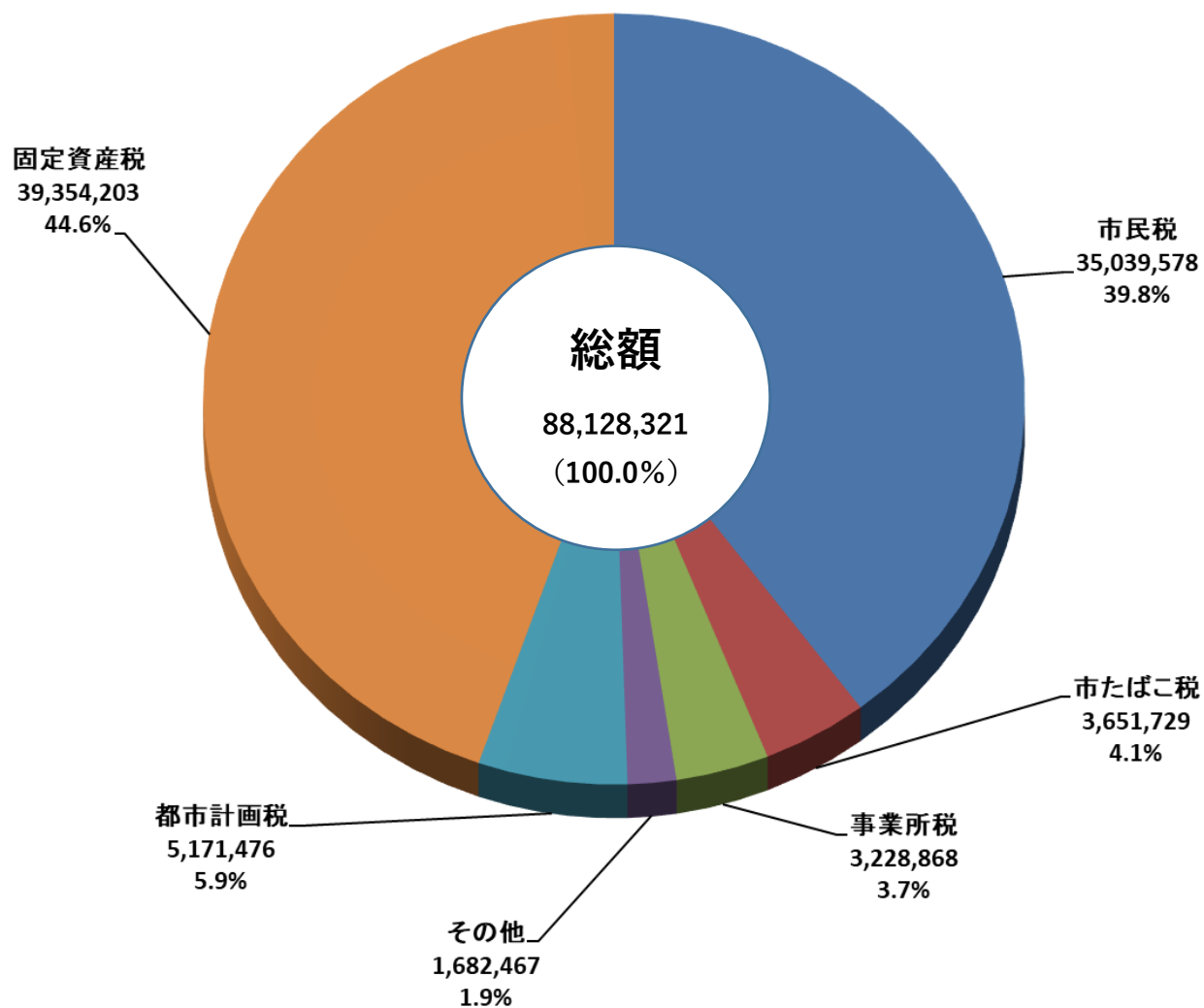
(単位：千円)

番号	項目	歳出	構成比
1	民生費	105,613,056	47.3
2	土木費	24,007,866	10.8
3	総務費	20,123,135	9.0
4	公債費	19,621,330	8.8
5	教育費	18,699,928	8.4
6	衛生費	18,135,713	8.1
7	商工費	6,665,297	3.0
8	消防費	6,134,892	2.7
9	農林水産業費	2,558,679	1.1
10	その他	1,695,104	0.8
	合計	223,255,000	100.0

令和8年度市税収入の内訳

市税全体のうち、市民税と固定資産税を合すると全体の 84.4%となり、市税収入の大半を占めています。

(単位：千円)



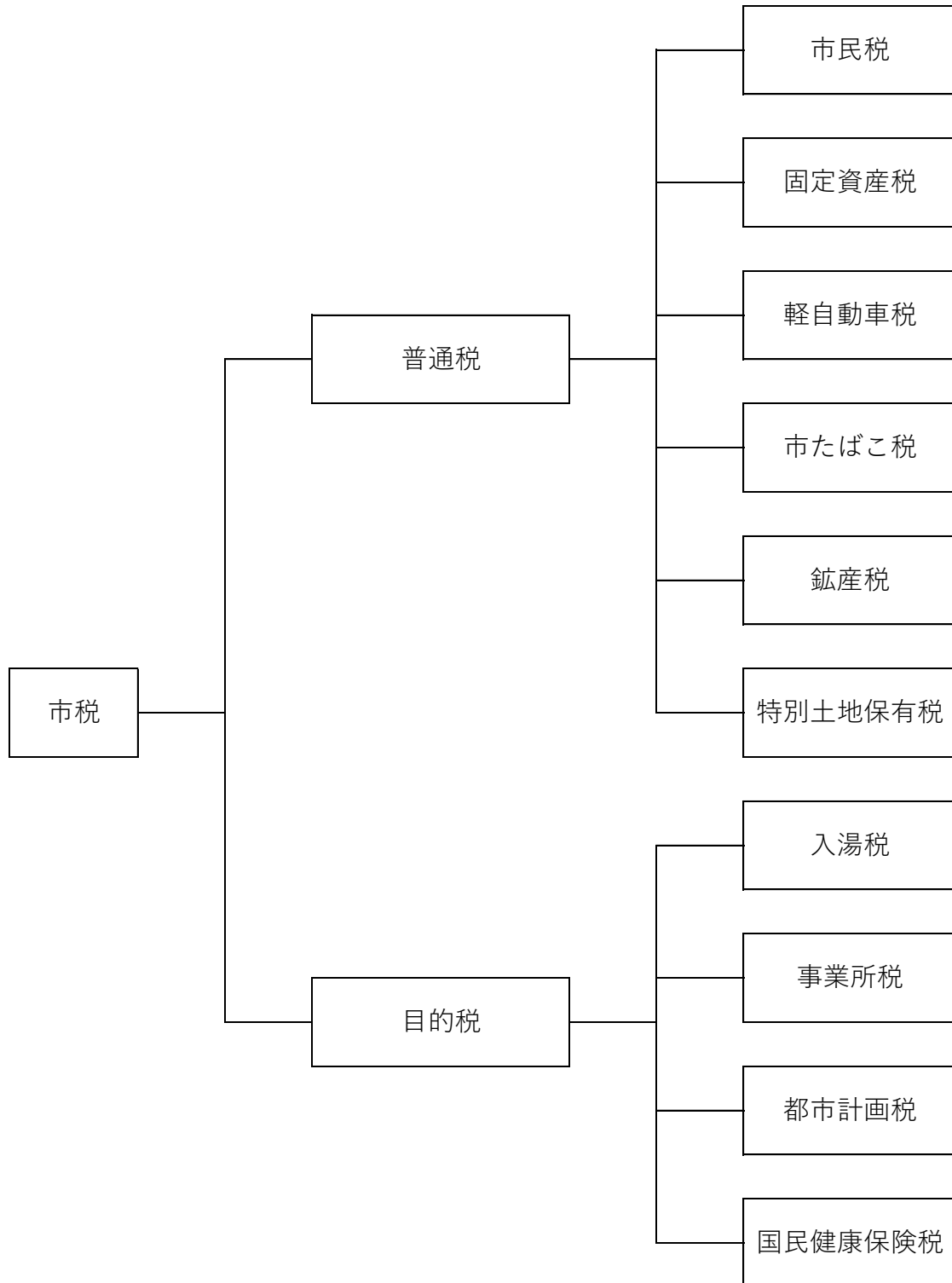
軽自動車税 (旧法による税を含む)
1,618,754 (1.8%)
入湯税
63,713 (0.1%)

市税 10,000 円の使いみち



※令和8年度予算の歳出の割合によって求めました。

市税の種類



普通税 は、納められた税金の使いみちが特定されず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のことです。

目的税 は、たとえば都市計画税として納められた税金は、都市計画事業等のための費用にあてなければならないというように、その税金の使いみちが特定されている税金をいいます。

市民税

市民税は、一般に県民税と併せて「住民税」と呼ばれ、住民の皆さんの担税力に応じて負担するという性格をもち、個人の負担する個人市民税と、会社などの法人が負担する法人市民税があります。

また、市民税には定額を納めていただく均等割と、個人の所得に応じて納めていただく所得割（会社などの場合は法人税割）があります。

なお、個人県民税・森林環境税の申告と納税は個人市民税と併せて行うこととなっております。

【個人市民税】

1 税を納める人（納税義務者）

○…納税義務がある

×…納税義務がない

納税義務者	納める税		
	均等割	所得割	森林環境税 (国税)
その年の1月1日現在、市内に住所を有する個人	○	○	○
その年の1月1日現在、市内に住所を有しないが、事業所または家屋敷を有する個人	○	×	×

2 非課税となる人（均等割・所得割や森林環境税が課税されない人）

均等割・所得割・森林環境税ともに非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法によって生活扶助を受けている人 ●障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 (給与所得者の場合、年収204万4千円未満の人) ●前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人 31万5千円×(同一生計配偶者、扶養親族の合計数+1)+289,000円 ※本人のみの場合41万5千円
所得割が非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> ●前年中の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の人 35万円×(同一生計配偶者、扶養親族の合計数+1)+420,000円 ※本人のみの場合45万円 ●所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人

(注) 扶養親族は、16歳未満(年少扶養親族)の人も含みます。

合計所得金額とは……申告分離課税分(分離譲渡所得の特別控除前)を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用前の金額です。

総所得金額等とは……申告分離課税分(分離譲渡所得の特別控除前)を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用後の金額です。

3 税額の計算方法

税額は、前年1年間の所得をもとに計算された(A)均等割額と(B)所得割額、(C)森林環境税(国税)の合計額です。

(A) 均等割

均等割額は市民の皆さんに広く負担していただくもので、定額です。

市民税 3,000円 県民税 1,500円

※県民税均等割のうち500円は「おおいた森づくり税」として森林環境の保全等のために使われます。

(B) 所得割

所得割額の計算は次の順序で行います。

(1) 所得金額の計算

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

(2) 課税標準額の計算

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除}} = \boxed{\text{課税標準額}} \quad \text{千円未満の端数切捨て}$$

(3) 所得割額の計算

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{調整控除額}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

※申告により、配当割額および株式等譲渡所得割額の控除を受けた場合は、上記所得割額が変わります。

(C) 森林環境税(国税) 1,000円

(1) 所得金額の計算

【所得金額と計算のあらまし】

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① 事業所得（営業等所得・農業所得） | 収入金額－必要経費 |
| ② 不動産所得 | 収入金額－必要経費 |
| ③ 利子所得 | 収入金額がそのまま所得金額となります |
| ④ 配当所得 | 収入金額－株式などを取得するための借入金の利子 |
| ⑤ 給与所得 | 収入金額－給与所得控除額（下図参照） |

○給与所得の速算表

給与所得速算表	給与収入金額	給与所得金額
	～ 650,999 円	0 円
	651,000 円 ～ 1,899,999 円	収入金額－65 万円
	1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	収入金額÷4（千円未満の端数切り捨て）×2.8－8 万円
	3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	収入金額÷4（千円未満の端数切り捨て）×3.2－44 万円
	6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額×0.9－110 万円
	8,500,000 円 ～	収入金額－195 万円

- | | |
|--------------|---------------------|
| ⑥ 雑所得（公的年金等） | 収入金額－公的年金等控除額（下図参照） |
|--------------|---------------------|

○公的年金等雑所得の速算表

65 歳以上の場合（令和 8 年度課税：昭和 36 年 1 月 1 日以前生まれ）

A = 公的年金等の収入金額

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～ 3,299,999 円	A－1,100,000 円	A－1,000,000 円	A－900,000 円
3,300,000 円～ 4,099,999 円	A×0.75－275,000 円	A×0.75－175,000 円	A×0.75－75,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	A×0.85－685,000 円	A×0.85－585,000 円	A×0.85－485,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	A×0.95－1,455,000 円	A×0.95－1,355,000 円	A×0.95－1,255,000 円
10,000,000 円～	A－1,955,000 円	A－1,855,000 円	A－1,755,000 円

65 歳未満の場合（令和 8 年度課税：昭和 36 年 1 月 2 日以後生まれ）

A = 公的年金等の収入金額

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
～ 1,299,999 円	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円
1,300,000 円～ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円
4,100,000 円～ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円
7,700,000 円～ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円
10,000,000 円～	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円

- ⑦ 雑所得（業務・その他） 収入金額 - 必要経費
- ⑧ 譲渡所得 収入金額 - 取得費などの必要経費等 - 特別控除額
※特別控除額および総所得金額に算入する金額はケースにより異なります。
- ⑨ 一時所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
※特別控除額は最高 50 万円です。
※総所得金額に算入する金額は 1/2 になります。
- ⑩ 退職所得 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
※法人役員（勤続 5 年以下）などの退職所得については 1/2 を乗じません。
- ⑪ 山林所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
※特別控除額はケースにより異なります。

【所得金額調整控除】

以下に該当する納税義務者については、給与所得から所得金額調整控除額を控除します。

1. 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合

- ア. 特別障害者に該当する
- イ. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与等の収入額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)} - 850 \text{ 万円} \} \times 10\%$$

2. 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与所得控除後の給与等の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円)} \} - 10 \text{ 万円}$$

【非課税所得】

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区別され、市民税・県民税の課税の対象にはなりません。

代表的な非課税所得

- (1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- (2) 給与と所得者の出張旅費、一定金額以下の通勤手当など
- (3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- (4) 雇用保険の失業給付

(2) 課税標準額の計算

【所得控除】

納税義務者の控除対象配偶者や扶養親族の有無など個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため、所得金額から差し引くものです。

<所得控除対象>

- ①雑損控除 ②医療費控除 ③社会保険料控除 ④小規模企業共済等掛金控除 ⑤生命保険料控除
⑥地震保険料控除 ⑦障害者控除 ⑧寡婦控除 ⑨ひとり親控除 ⑩勤労学生控除 ⑪配偶者控除
⑫配偶者特別控除 ⑬扶養控除 ⑭特定親族特別控除 ⑮基礎控除

※控除額や計算式などの詳細は大分市ホームページ『所得控除（令和8年度から）』をご確認ください。

(3) 所得割額の計算

所得割額は、以下の計算式によって求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{（千円未満切捨て）} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{① 税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{② 調整控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{③ 税額控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{④ 譲渡所得割・配当所得割・株式等所得割・控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{（百円未満切捨て）} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

① 税率

総合課税の所得（給与、事業、不動産、配当、一時、雑、利子、譲渡）および山林所得は下表の税率を使います。

課税標準額	税目	市民税	県民税
		税率	税率
一律		6 %	4 %

② 調整控除

市民税・県民税と所得税とでは扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。差額に起因する負担増を調整するため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて所得割額から減額する措置がとられます。

ただし、前年の合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

③ 税額控除

③-1 配当控除

配当所得の金額 × 配当控除の控除率 = 配当控除額

③-2 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の法令により所得税や市民税・県民税に相当する税が課税された場合は、一定の方法で外国税額が控除されます。

③-3 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、当該年分の所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の市民税・県民税から控除します。

③-4 寄附金税額控除

前年中に次のア～エに該当する寄附金を支出したときは、2,000 円を超える部分について、その金額に応じた税額控除を受けることができます。

ア 大分県共同募金会または日本赤十字社大分支部に対する寄附金

（※国や政党等に対する寄附金は対象になりません）

イ 大分県や大分市の条例により指定された、大分県内または大分市内に事務所または事業所がある次の法人に対する寄附金

- ・ 特定公益増進法人（社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人など）
- ・ 国立大学法人、公立大学法人など
- ・ 認定 NPO 法人
- ・ 認定 NPO 法人以外の NPO 法人への寄附金（所得税の控除対象ではありませんので、市民税・県民税の申告が必要です）

ウ 地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）

エ 災害等に対する義援金

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みです。この特例の適用を受ける場合は、所得税の軽減相当額を含めて市民税・県民税から全額控除されます。ワンストップ特例の適用を受けるには、ふるさと納税先の自治体に申請を行う必要があります。

ただし、確定申告や市民税・県民税申告書の提出を要する人や納税先の自治体が5団体を超える人など、特例を受けられない（ワンストップ特例が無効となる）場合もありますのでご注意ください。

④ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

源泉徴収を選択している上場株式に係る配当所得・株式等譲渡所得（特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得）について申告した場合は、当該所得の5%相当額を配当割額・株式等譲渡所得割額として控除します。なお、控除不足額があれば税額に充当、または還付します。

令和6年度以降これらの所得の申告は確定申告でのみ可能となりました。市民税・県民税申告書ではご申告いただけませんのでご注意ください。

4 土地、建物等を譲渡した場合の市民税・県民税（分離課税）

土地、建物等の資産を譲渡した場合の所得は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

(1) 長期譲渡所得と短期譲渡所得

譲渡した資産の所有期間により、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分されます。

区分	所有期間
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるとき
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のとき

(2) 譲渡所得に係る税額の計算

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{資産の取得費}} - \boxed{\text{譲渡の費用}} = \boxed{\text{譲渡益}}$$

$$\boxed{\text{譲渡益}} - \boxed{\text{①特別控除額}} = \boxed{\text{譲渡所得金額}}$$

$$\boxed{\text{譲渡所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{譲渡課税標準額}}$$

※総合課税から引ききれない額

$$\boxed{\text{譲渡課税標準額}} \times \boxed{\text{②税率}} = \boxed{\text{譲渡所得の税額}}$$

① 特別控除額

主なものは次のとおりです。

譲渡所得の内容	控除額
収用交換等による資産の譲渡	5,000 万円
自己の居住用財産の譲渡	3,000 万円
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000 万円
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500 万円
農地保有合理化等のための農地等の譲渡	800 万円
低未利用土地等の譲渡	100 万円

※ケースにより控除額が変わることがあります。

② 税率

税率は次のとおりです。

項目		市民税	県民税
分離長期譲渡（一般）		3.0%	2.0%
優良住宅地等 （特例適用分）	2,000 万円以下	2.4%	1.6%
	2,000 万円超	3.0%	2.0%
居住用財産	6,000 万円以下	2.4%	1.6%
	6,000 万円超	3.0%	2.0%
分離短期譲渡（一般）		5.4%	3.6%
分離短期譲渡（軽減）		3.0%	2.0%
一般株式等の譲渡		3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡		3.0%	2.0%
先物取引		3.0%	2.0%

5 退職所得に対する市民税・県民税（分離課税）

退職所得にかかる市民税・県民税は、退職金等の支払いの際に特別徴収されます。

(1) 退職所得の計算

$(\text{退職金等支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額 (1,000 円未満切り捨て)}$

※勤続年数が5年以下の場合は退職所得の計算方法が異なります。

退職所得控除額

勤続年数（1年未満は切り上げ）	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超えるとき	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障がい者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、上記により算出された金額に100万円が加算されます。

(2) 退職所得に対する市民税・県民税の計算

市民税額 = 退職所得の金額 × 6% (市民税率)

県民税額 = 退職所得の金額 × 4% (県民税率)

※市民税・県民税額に 100 円未満の端数がある場合は、100 円未満の金額を切り捨てます。

6 申告について

(1) 期間

例年、2月1日から3月15日まで

(※詳しくは1月号の市報(予定)をご確認ください)

市民税・県民税の申告は市役所へ
所得税の確定申告は税務署へ

(2) 会場

市役所または各支所等

(※各支所等は、期間を設けて順次受付)

申告は
3月15日までに

(3) 方法

上記の会場で窓口受付または郵送

※大分市の公式ホームページで市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。

7 徴収の方法

(1) 普通徴収

事業所得者などの場合や、給与から市民税・県民税を差し引くことができない場合は、市から発送された納税通知書により、通常年4回(6月、8月、10月および翌年の1月末)に分けて個人で納めていただきます(納付書または口座振替)。これを普通徴収といい、納税通知書は毎年6月中旬にご自宅にお送りします。

(2) 給与からの特別徴収(天引き)

給与所得者の場合は、会社などの給与の支払者(特別徴収義務者)が、6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を差し引きし、会社がとりまとめて各月分を翌月10日までに納めることになっています。これを給与からの特別徴収といい、納税義務者には給与の支払者を通じて税額を通知します(毎年5月中旬頃)。

(3) 公的年金等からの特別徴収(天引き)

① 特別徴収の対象者

年金所得がある場合で、次の条件の全てに該当する人は、公的年金等支払者(特別徴収義務者)から公的年金等が支給される時点で税額を差し引きし、公的年金等支払者が納めることになっています。これを公的年金等からの特別徴収といい、納税者には市から6月中旬に通知書をお送りします(非課税の人を除く)。

ア 前年中に公的年金等の支払いを受けた人

- イ 当該年度の初日（毎年4月1日）において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人
- ウ 老齢基礎年金等の年額が18万円を超えている人

【注】上記ア～ウの条件に該当していても、特別徴収にならない場合があります。

- (例) 1. 公的年金等に係る所得について税額が生じない場合
- 2. 特別徴収対象税額が介護保険料や国民健康保険税等を差し引いた老齢基礎年金等の残額を超える場合

② 特別徴収の対象税額

公的年金等に係る所得の所得割額及び均等割額

※なお、公的年金等以外の所得がある場合、その所得に係る税額は普通徴収（納付書や口座振替）で納めます。また、給与から市民税・県民税を特別徴収されている人は、給与所得等に係る所得割額及び均等割額は、継続して給与から差し引かれます。

【Q&A】

① 妻のパート収入と市民税・県民税の関係は？

Q) わたしの妻は、昨年1月から12月までパートで働いていました。このパート収入によって、わたしの税金は影響を受けますか。また、妻自身に税金がかかるのはいくらからでしょうか。

A) パート収入も普通のサラリーマンと同様に、給与収入として扱われますので、夫の所得から配偶者控除が受けられるかどうか、また、配偶者特別控除の金額がいくらになるかは、妻の収入と夫の収入に応じてかわります。

通常、妻の収入が一定の額を超えれば夫のとれる控除額は段階的に減り、夫の市民税・県民税は上がりますが、逆に妻の収入が減れば下がることになります。

妻自身が課税されるかどうか、夫の所得から配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうかは、次のようになります。

妻のパート収入金額	妻自身に 市民税・県民税が	夫の合計所得金額（1,000万円以下）	
		配偶者控除の対象に	配偶者特別控除の 対象に
0 ～ 1,065,000円	かからない	なる	ならない
1,065,001円～1,100,000円	かかる (均等割のみ)		
1,100,001円～1,230,000円	かかる (均等割と所得割)	ならない	なる
1,230,001円～2,015,999円			ならない
2,016,000円			ならない

※妻の所得控除が、基礎控除のみの場合を想定しています。

※妻に扶養親族がない場合を想定しています。

② 所得が全くない場合の申告は？

Q) わたしは大学生で、去年は収入がなかったのですが、市から市民税・県民税の申告書が送られてきました。収入のない人も申告をする必要がありますか。

A) 市民税・県民税の申告書には、収入のなかった人にも記入していただく欄があります。収入のなかった人には市民税・県民税は課税されませんが、申告書を提出されていないと、所得・課税証明が必要なときに速やかに発行できないばかりでなく、各種行政サービスに支障をきたすこともありますので、該当する欄（「令和7年中（1月～12月）に収入のなかった人」）に記入のうえ提出してください。なお、親族に扶養されている人でも、何らかの収入がある人は申告が必要です。

※令和8年度より、遺族年金や障害年金のみの人も申告が必要となりました。

③ 退職した場合の市民税・県民税は？

Q) わたしは11月に会社を退職する予定で、その後は収入がなくなります。現在は毎月給与から市民税・県民税を引かれていますが、退職後はどのようになるのでしょうか。

A) 市民税・県民税は前年の1月から12月までの所得について翌年6月に課税されます。また、サラリーマンに対する特別徴収（給与からの天引き）は6月から翌年の5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。

このケースでは、6月分から11月分までの市民税・県民税は納入されますが、12月分から翌年5月分までは納入されませんので、次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

- (1) 普通徴収となり市から送付される納税通知書により自分で納める。
- (2) 退職時に12月分以降の残りを一括して特別徴収してもらう。
- (3) 再就職した場合、新しい勤務先で特別徴収してもらう。

なお、退職金等に対する市民税・県民税は、その他の所得（給与所得など）とは区別され、退職金等の支払いの際に特別徴収されます。また、1月から退職するまでの給与所得に対しては、翌年6月に新しく課税されることになります。

④ 市民税・県民税の納付先は？

Q) わたしは、3月に大分市から転出しましたが、6月に大分市から納税通知書が送られてきました。これは大分市へ納付しなければならないのでしょうか。

A) 市民税・県民税は、その年の1月1日を基準日として、そのときに居住していた市町村が課税することとなっています。そのため、基準日後に大分市から転出された方についても、その年度の市民税・県民税は大分市へ納付していただくことになります。

⑤ 市民税・県民税の申告と確定申告の関係は？

Q) 毎年確定申告をしている事業所得者ですが、税務署に行ったところ、今年は所得税がかからないので確定申告をする必要がないと言われました。この場合、市民税・県民税の申告はしないといけな
いのでしょうか。

A) 所得税の確定申告をする必要がない場合であっても、所得がなかった場合や、給与や公的年金等
以外の収入があったり、源泉徴収票に記載されていない所得控除や税額控除の適用を受ける場合は、
市民税・県民税の申告をする必要があります。

⑥ 住宅借入金等特別税額控除とは？

Q) 市民税・県民税で住宅借入金等特別税額控除を受けられるケースを教えてください。

A) (1) 【対象となる人】

所得税で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅借入金等
特別税額控除可能額が控除しきれなかった人。

(2) 【控除される額】

次のいずれか小さい額が市民税・県民税から税額控除されます。

所得税の基礎控除額引き上げに伴い、令和8年度より算定方法が一部変更となりました。

①住宅借入金等特別税額控除可能額から所得税を差し引いた金額

②〈平成28年1月1日から令和3年12月31日までに居住開始した場合〉

{所得税の課税総所得金額等の額 + (所得税の基礎控除額 - 48万円)}

× 7% (上限 136,500円)

ただし、消費税なしまたは税率5%で住宅を取得した場合は、{所得税の課税総所得金額等の額
+ (所得税の基礎控除額 - 48万円)} × 5% (上限 97,500円)

〈令和4年1月1日から令和7年12月31日までに居住開始した場合〉

{所得税の課税総所得金額等の額 + (所得税の基礎控除額 - 48万円)}

× 5% (上限 97,500円)

ただし、特例の延長等に該当する場合は、{所得税の課税総所得金額等の額 + (所得税の基礎
控除額 - 48万円)} × 7% (上限 136,500円)

※課税総所得金額等とは、課税総所得金額と課税退職所得金額と課税山林所得金額の合計額

(3) 【適用方法】

勤務先から提出のあった「給与支払報告書(年末調整済みのもの)」や、税務署の「確定申告
書」の住宅借入金等特別控除の内容から、市民税課で市民税・県民税の住宅借入金等特別税額
控除額を決定し、適用します。

⑦ 公的年金等から特別徴収される市民税・県民税の額は？

Q) わたしは 67 歳で、令和 7 年中は年金収入のみです。

令和 8 年度の市民税・県民税が年金から特別徴収される場合の各月の徴収税額を教えてください。

A) ●令和 8 年度から新たに年金から特別徴収される場合

例) 年税額：60,500 円…〈A〉 + 〈B〉

1. 年金から特別徴収される税額の合計：

年税額 ÷ 2 = 30,250 円 ⇒ 30,200 円 (100 円未満切捨て) …〈A〉

① 8 年 12 月、9 年 2 月に特別徴収される税額：

〈A〉 ÷ 3 = 10,066.666…円 ⇒ 各 10,000 円 (100 円未満切捨て)

② 8 年 10 月に特別徴収される税額：

〈A〉 - (10,000 円 × 2) = 10,200 円

2. 普通徴収で納付する税額の合計：

年税額 - 〈A〉 = 30,300 円…〈B〉

① 2 期 (8 年 8 月) に納付する税額：

〈B〉 ÷ 2 = 15,150 円 ⇒ 15,000 円 (1,000 円未満切捨て)

② 1 期 (8 年 6 月) に納付する税額：

〈B〉 - 15,000 円 = 15,300 円

●令和 7 年度から引き続き、令和 8 年度も年金から特別徴収される場合

例) 年税額 (令和 7 年度) 70,500 円

年税額 (令和 8 年度) 60,500 円…〈C〉 + 〈D〉

1. 8 年 4・6・8 月に特別徴収 (仮徴収) される税額の合計

7 年度の年税額 ÷ 2 = 35,250 円 ⇒ 35,200 円 (100 円未満切捨て) …〈C〉

① 8 年 6・8 月に特別徴収 (仮徴収) される税額

〈C〉 ÷ 3 = 11,733.333…円 ⇒ 各 11,700 円 (100 円未満切捨て)

② 8 年 4 月に特別徴収 (仮徴収) される税額

〈C〉 - (11,700 円 × 2) = 11,800 円

2. 8 年 10 月・12 月、9 年 2 月に特別徴収される税額の合計

8 年度の年税額 - 〈C〉 = 25,300 円…〈D〉

① 8 年 12 月、9 年 2 月に特別徴収される税額

〈D〉 ÷ 3 = 8,433.333…円 ⇒ 各 8,400 円 (100 円未満切捨て)

② 8 年 10 月に特別徴収される税額

〈D〉 - (8,400 円 × 2) = 8,500 円

【法人市民税】

1 税を納める人（納税義務者）

○…納税義務がある

×…納税義務がない

法人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	納める税	
	均等割	法人税割
市内に事務所等がある法人	○	○
市内に寮等のみがある法人（宿泊所・保養所など）	○	×
市内に事務所等や寮等がある公益法人等で収益事業を行わないもの	○	×
市内に事務所等がある法人課税信託の受託者	×	○

2 税額の計算方法

$$\boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{法人税割額}} = \boxed{\text{法人市民税額}}$$

① 均等割額の計算

法人の資本金等の額と市内の従業者数に応じて納めます。

$$\boxed{\text{事務所、事業所等を有していた月数}} \times \boxed{\text{税率}} \div \boxed{12} = \boxed{\text{均等割額}}$$

均等割の税率

資本金等の額	大分市内の従業者数	税率（年額）
50億円を超える	50人を超える	3,000,000円
	50人以下	410,000円
10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円
	50人以下	410,000円
1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円
	50人以下	160,000円
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円
	50人以下	130,000円
1千万円以下	50人を超える	120,000円
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円

② 法人税割額の計算

法人税割額（100円未満切捨）＝ 課税標準となる法人税額（1,000円未満切捨）× 税率

平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
12.1%	8.4%

固定資産税

固定資産税は土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます。）を所有している人に、その固定資産の価格に応じて負担していただくものです。

1 固定資産税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人です。
所有している人とは、以下に所有者として登記または登録されている人です。

土地	土地登記簿または土地補充課税台帳
家屋	建物登記簿または家屋補充課税台帳
償却資産	償却資産課税台帳

※納税義務者が死亡した時は、相続人が納税義務を受け継ぐことになります。

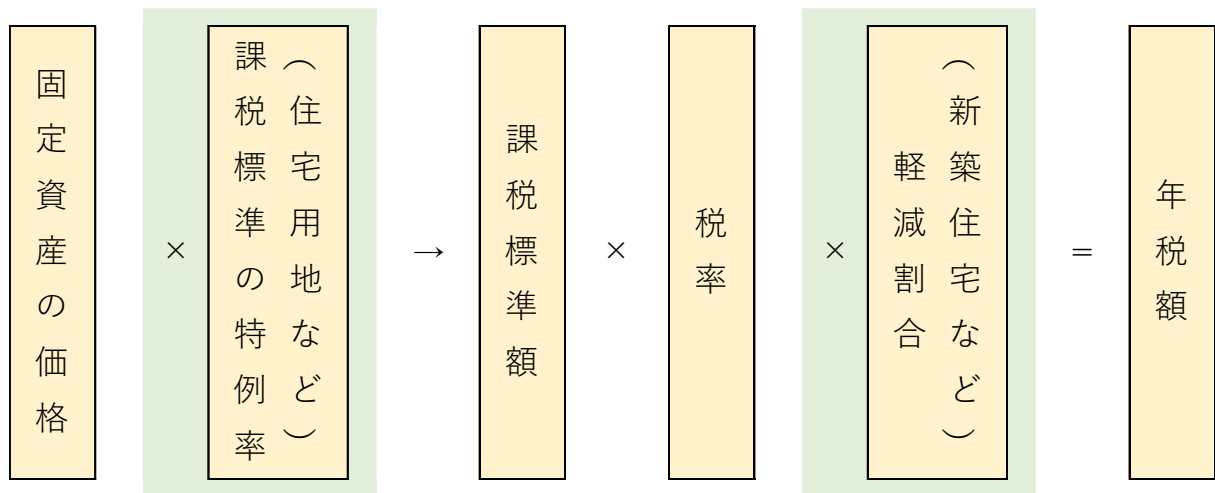
相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めていただくことになります。

※売買などで所有者の変更があった場合でも、登記簿などの名義変更が1月1日現在完了していなければ、旧所有者が納税義務者となります。

2 税額の決定

固定資産税は、次のような手順で税額が決定します。

■ **固定資産税 = 課税標準額 × 税率（1.4%）**



(1) 固定資産の価格

① 価格の据置措置

土地と家屋については原則として3年ごとの基準年度に評価替えを行い、その翌年度及び翌々年度は、土地の地目の変更、家屋の増改築などがあった場合、又は地価下落に応じた価格の修正があった場合を除き、基準年度の価格がそのまま据え置かれます。

【評価替え】 次の評価替えは 2027（令和 9）年度です。

評価替えとは、固定資産の価格の見直しのことです。

固定資産税は固定資産の価格、つまり「適正な時価」をもとに課税されるものです。

本来であれば毎年度評価替えを行い、納税者負担の公平を図るべきですが、3年ごとに価格を見直す制度になっています。

ただし、土地については、地価に関する諸指標から下落傾向が見られる地域では、評価額を簡易な方法で修正することができる特例措置が適用されます。

これにより、地価変動に即応した課税が可能になり、納税者負担の公平が図られます。

② 償却資産の申告制度

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在所有している資産を、資産が所在する市町村へ1月31日までに申告することが義務づけられています。

この申告に基づいて毎年評価し価格を決定します。

【価格等縦覧帳簿（土地・家屋）の縦覧】

縦覧とは、固定資産税（土地・家屋）の納税者の方が、固定資産課税台帳に登録された自己の所有する固定資産の価格について、同一市内に所在する他の土地や家屋と比較することができる制度です（土地のみ所有の方は土地のみ、家屋のみ所有の方は家屋のみの縦覧です。）。

市内で課税されている土地、家屋の価格などを記載した「価格等縦覧帳簿」を、ご覧になれます。

縦 覧 期 間	4月1日から第1期納期限の日まで（土・日曜日、祝日を除く。）
----------------	--------------------------------

※縦覧については、事前に市報やホームページなどでお知らせしています。

- ◎**縦覧できる人**
- 納税者（法人代表者含む）
 - 納税管理人
 - 相続人
 - 納税者から委任された代理人

【価格の不服と固定資産評価審査委員会】

価格について不服がある場合は、大分市固定資産評価審査委員会に、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までに審査の申出をすることができます。

ただし、評価替えの年度以外は、地目の変更、家屋の増改築などがあった場合や地価下落に応じた評価額の修正があった場合を除き、審査の申出をすることができません。

(2) 税額の計算

① 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、下記の措置が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

- (1) 住宅用地の課税標準の特例措置 (25 ページ参照)
- (2) 負担調整措置 (25～26 ページ参照)

② 税率

大分市の固定資産税の税率は 1.4% (標準税率) です。

3 免税点

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が右の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償却資産	150 万円

4 納税の方法

4 月上旬に送付する納税通知書に同封されている納付書により年 4 回に分けて納めていただきます (詳しくは 45～50 ページ参照)。

○令和 8 年度固定資産税納期限

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
4 月 30 日	7 月 31 日	9 月 30 日	1 月 4 日

【課税明細書】

納税通知書とあわせて固定資産 (土地・家屋) の明細書を送付しています。

明細書に記載されている物件は、1 月 1 日 (賦課期日) 現在所有し、課税台帳又は補充課税台帳に登録されているものです。

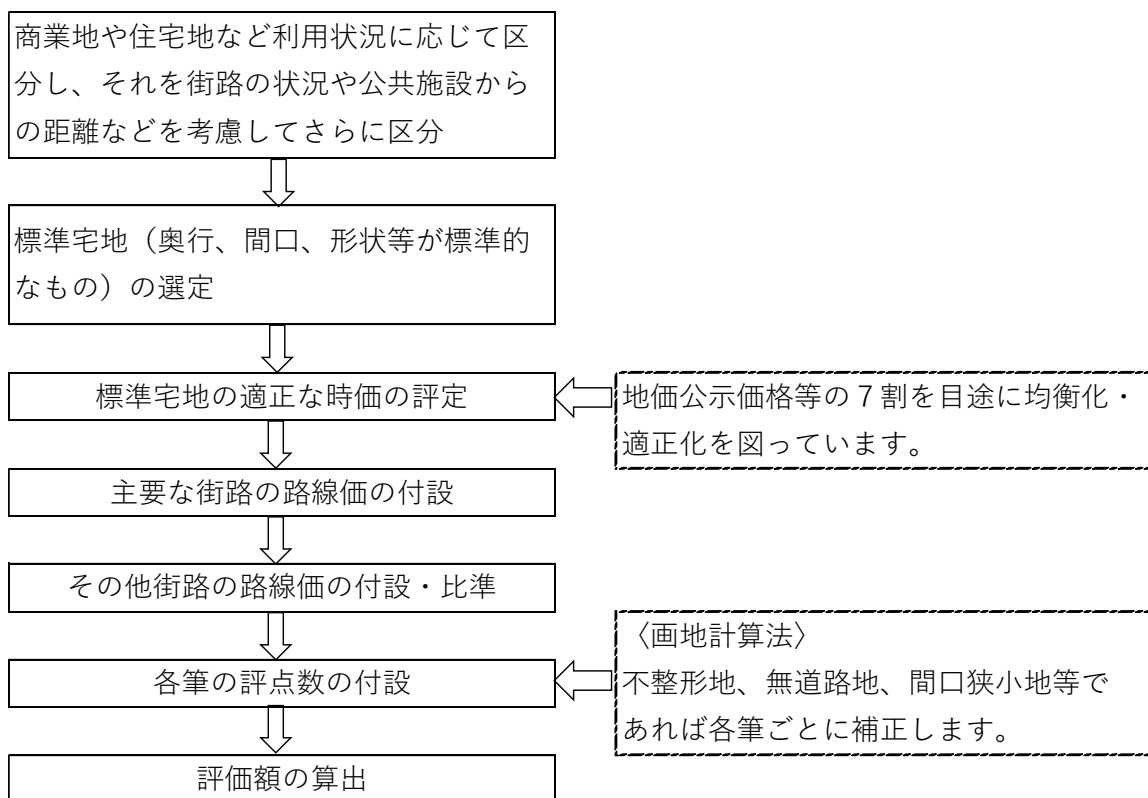
5 評価の方法

(1) 土地の評価

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地、等 ※評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。 ただし、農地法の規定により、宅地等への転用に係る許可を受けた農地等は除きます。
地積	原則、登記簿に登録されている地積によります。
価格 (評価額)	総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。 宅地の場合は、地価公示価格および不動産鑑定士等による鑑定評価から求められた価格の7割を目途として評価を行っています。

【宅地の評価方法】…市街地宅地評価法の場合



※宅地以外の地目（田・畑・池沼・山林など）の土地は、評価方法が異なります。

【課税標準の特例・軽減措置】

① 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地とは、その全部を居住の用に供する家屋（専用住宅）または、一部を居住の用に供する家屋（併用住宅）の敷地の用に供されている土地のことです。

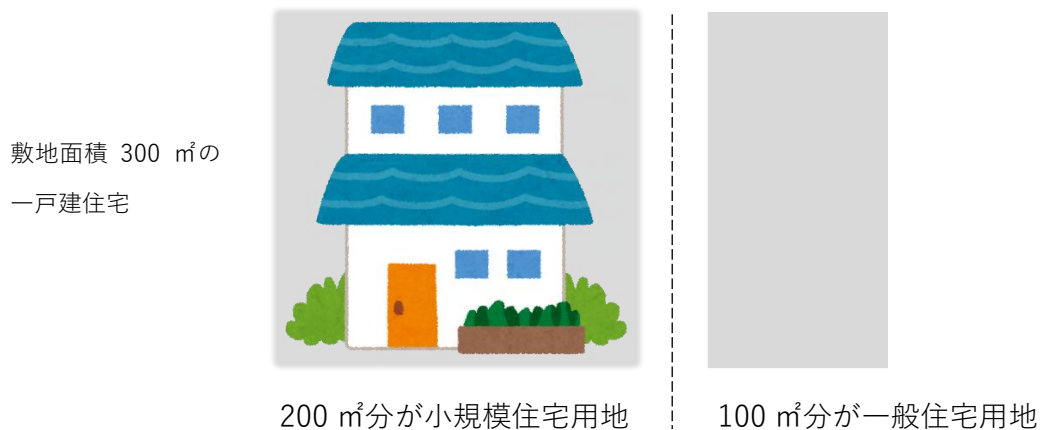
特例の内容は、その地積に応じて、次のようになります。

- 小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地【注】）の課税標準額

$$\text{価格} \times 1/6$$

- 一般住宅用地（200㎡を超える部分の住宅用地）の課税標準額

$$\text{価格} \times 1/3$$



【注】 200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分が該当します。

② 市街化区域農地に対する課税標準の特例

- 市街化区域農地の課税標準額

$$\text{価格} \times 1/3$$

【負担調整措置による課税標準額の算定】

商業地等の場合

原則 課税標準額 = 価格 × 70%

ただし、前年度の課税標準額が、今年度の価格の70%を下回る場合は、以下のとおり負担の調整を行います。

① 前年度の課税標準額が、今年度の価格の60～70%の場合

→前年度の課税標準額を据え置きます。（税負担を据え置き）

② 前年度の課税標準額が、今年度の価格の60%未満の場合

→価格の60%に達するまで、価格の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。

- ※ただし、上記により計算した課税標準額が、
- ・今年度の価格の 60%を上回る場合には、価格の 60%とします。
 - ・今年度の価格の 20%を下回る場合には、価格の 20%とします。

住宅用地の場合

原則 今年度の課税標準額 = 今年度の価格に住宅用地特例率 (1/6 または 1/3) を乗じた額

ただし、前年度の課税標準額が、今年度価格 (特例適用後) を下回る場合は、以下のとおり負担の調整を行います。

→今年度価格 (特例適用後) に達するまで、価格 (特例適用後) の 5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。

- ※ただし、上記により計算した課税標準額が、
- ・今年度価格 (特例適用後) を上回る場合には、価格 (特例適用後) を今年度の課税標準額とします。
 - ・今年度価格 (特例適用後) の 20%を下回る場合には、価格 (特例適用後) の 20%とします。

課税標準額は、前年度の課税標準額の今年度価格 (住宅用地は特例率 1/6 または 1/3 を乗じた額) に対する割合に基づいて以下の表により求められます。

区分	前年度課税標準額の 今年度価格に対する割合	課税標準額の算出式
商業地等 の宅地	70%超	今年度価格 × 70%
	60%以上 70%以下	前年度課税標準額 (税負担を据え置き)
	60%未満	前年度課税標準額 + (価格 × 5%) ※ただし、上記により計算した額が、 今年度価格の 60%を上回る場合には、価格の 60% 今年度価格の 20%を下回る場合には、価格の 20%
住宅地用	100%以上	今年度価格 (特例適用後)
	100%未満	前年度課税標準額 + (今年度価格 (特例適用後) × 5%) ※ただし、上記により計算した額が、 今年度価格 (特例価格) を上回る場合には、価格 (特例適用後) 今年度価格 (特例価格) の 20%を下回る場合には、価格 (特例 適用後) の 20%
農地	90%以上	前年度課税標準額 × 102.5%
	80%以上 90%未満	前年度課税標準額 × 105%
	70%以上 80%未満	前年度課税標準額 × 107.5%
	70%未満	前年度課税標準額 × 110%

(2) 家屋の評価

固定資産評価基準により、再建築価格を基礎に評価します。

① 新築家屋の評価

$$\boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\text{経年減点補正率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

再建築価格…評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価等をあらわしたものです（経過年数が1年未満は1年として計算します）。

② 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価替えのときの評価額の算定方法は、新築家屋の場合と同じですが、再建築価格は、以下の式によって求められ、固定資産評価基準が定める再建築費評点補正率により、建築物価の変動分を考慮します。

$$\boxed{\text{基準年度の前年度の再建築価格}} \times \boxed{\text{再建築費評点補正率}} = \boxed{\text{再建築価格}}$$

評価替えにより評価替え前の評価額より高くなった場合は、原則として前年度（評価替え前）の評価額に据え置かれます。

なお、増改築または損壊等の事情のある家屋については、これらによる評価額を増減額します。

【新築住宅軽減】

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋（専ら避暑、避寒その他の日常生活以外の用に供する家屋を除く）で、次のすべての要件にあてはまるときは固定資産税が一定の期間2分の1に減額されます。

要件	内容
住居割合の要件	住居部分の割合が家屋の2分の1以上であること。
床面積の要件	住居部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること。 ○住宅に附属した物置等の面積も含めて判定します。 ○分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、【専有部分床面積 + 持分である分した共用部分床面積】で判定します。

○ 減額される範囲

専用住宅	120㎡までの部分
併用住宅	居住部分のうち120㎡までの部分

○ 減額される期間

ア	一般住宅（イ以外の住宅）	新築後3年度分
イ	3階建以上の中高層耐火建築物である住宅	新築後5年度分

【その他の軽減】

- ・ 耐震改修軽減
- ・ バリアフリー改修軽減
- ・ 省エネ改修軽減
- ・ 認定長期優良住宅軽減
- ・ サービス付き高齢者向け住宅軽減
- ・ 大規模修繕マンション軽減

詳細については、資産税課 家屋担当班までお問い合わせください。

電話：(097) 537-7291

【税額の計算例（土地・家屋）】

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額}}$$

土地（家屋の敷地） 面積 240 m²
今年度の価格 37,344,000 円
前年度の課税標準額
(住宅用地の特例及び負担調整措置適用後) 3,340,987 円

家屋 木造 2 階建専用住宅
平成 17 年 12 月建築 面積 110 m²
令和 8 年度の価格 4,290,000 円

【土地】

200 m²までが小規模住宅用地に該当し、残りの 40 m²が一般住宅用地となります。

$$\begin{aligned} \text{今年度特例適用後の価格} &= 37,344,000 \text{ 円} \times 200/240 \times 1/6 \text{ 【注 1】} \\ &+ 37,344,000 \text{ 円} \times 40/240 \times 1/3 \text{ 【注 2】} = 7,261,333 \text{ 円} \end{aligned}$$

【注 1】 小規模住宅用地の課税標準の特例です。 } (25 ページ参照)
【注 2】 一般住宅用地の課税標準の特例です。 }

前年度課税標準額の今年度価格（特例適用後）に対する割合

$$\begin{aligned} &= \text{前年度課税標準額} \div \text{今年度特例適用後の価格} \\ &= 3,340,987 \text{ 円} \div 7,261,333 \text{ 円} = 46\% \end{aligned}$$

今年度分の課税標準額は、

$$\begin{aligned} &= \text{前年度課税標準額} + (\text{今年度価格} \times 5\%) \text{ (25~26 ページ参照)} \\ &= 3,340,987 \text{ 円} + (7,261,333 \text{ 円} \times 5\%) = 3,704,053 \text{ 円} \end{aligned}$$

今年度分の固定資産税は、

$$3,704,000 \text{ 円} \times 1.4\% \text{ (税率)} = 51,856 \text{ 円} \text{ 端数処理により、51,800 円となります。}$$

【家屋】 価格 = 課税標準額

- ① 令和 8 年度分の課税標準額は、4,290,000 円
- ② 令和 8 年度分の固定資産税は、
4,290,000 円 × 1.4% (税率) = 60,060 円 端数処理により、60,000 円となります。

(3) 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、取得価額【注 3】を基礎とし、耐用年数及び取得後の経過年数に価値の減少（減価）を考慮して評価します。

- ① 前年中取得のもの

$$\boxed{\text{取得価額}} \times (1 - \text{減価率【注 4】} / 2) = \boxed{\text{評価額}}$$

- ② 前年前取得のもの

$$\boxed{\text{前年度の評価額}} \times (1 - \text{減価率}) = \boxed{\text{評価額}}$$

【注 3】 取得価額とは…

償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他用途に供するために直接要した費用の額を含む。）をいいます。

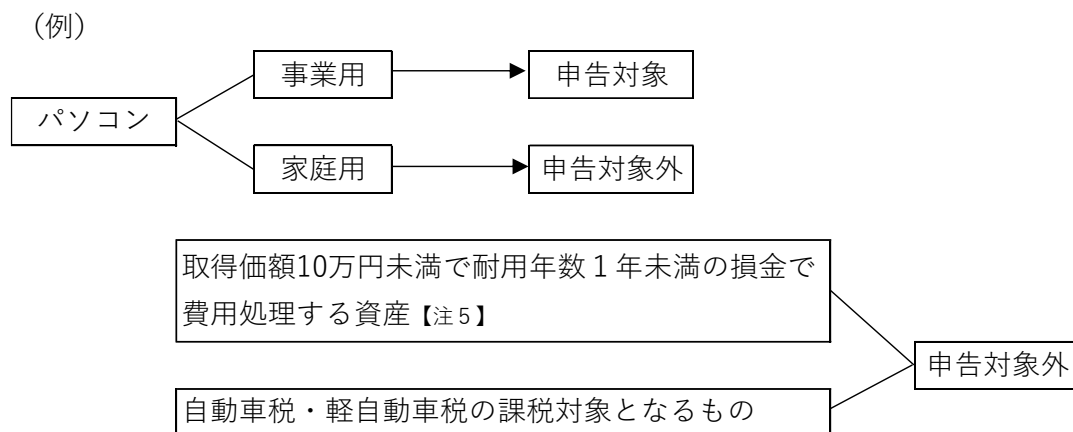
【注 4】 減価率とは…

耐用年数表（財務省令）による耐用年数に応じて減少する率をいいます。

【償却資産とは】

法人や個人で、工場や商店などの事業を営んでいる方が所有する事業用資産であり、申告をしていただく必要があります。

- ・構築物…広告塔、駐車場の舗装、店舗内装、ビニールハウスなど
- ・機械及び装置…工作機械、建設機械、印刷機械、太陽光発電設備、ドローンなど
- ・船舶、航空機…漁船、ヘリコプターなど
- ・車両及び運搬具…大型特殊自動車など
- ・工具、器具及び備品…エアコン、パソコン、複写機など



【注5】 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているものについても申告対象外となります。

(ただし、30万円未満の資産で租税特別措置法第28条の2及び第67条の5を適用して費用処理された資産は申告の対象となります。)

【税額の計算例（償却資産）】

償却資産は原則として、評価額が課税標準額となりますので、それに税率を乗じて税額を計算します。

$$\boxed{\text{課税標準額 (全資産の合計額)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額}}$$

【Q&A】

⑧ 今年の固定資産税は下がるのでしょうか？

Q) 地価が下落しているのに税金は下がるのでは？

A) 現行の仕組みでは、税負担の公平性の観点から、負担水準（今年度価格に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化を重視した調整措置が講じられています。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっています。したがって、負担水準が低く、本来負担すべき税額までゆるやかに引き上げている過程にある土地では、地価が下落していても税額が上がるというケースが生じることがあります。

⑨ 急に固定資産税額が上がったのは？

Q) 令和4年10月に木造家屋を新築しましたが、令和8年度の固定資産税が急に高くなったのはどうしてでしょうか？

A) 令和5、6、7年度分に適用されていた新築住宅軽減が終了したためです。

新築住宅に対しては、一定の要件を満たす場合、以下の期間で120平方メートルまでの住宅部分に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

- 1 一般の住宅（2以外の住宅） … 新築後3年度分（認定長期優良住宅は5年度分）
- 2 3階建以上の中高層耐火建築物 … 新築後5年度分（認定長期優良住宅は7年度分）

なお、都市計画税についてはこのような軽減はありません。

※令和8年度から新築住宅軽減が終了するのは次の住宅です。

一般の住宅	令和4年1月2日～令和5年1月1日までに建築された住宅
3階建以上の中高層耐火建築物	令和2年1月2日～令和3年1月1日までに建築された住宅
認定長期優良住宅	令和2年1月2日～令和3年1月1日までに建築された住宅
3階建以上の中高層耐火建築物の 認定長期優良住宅	平成30年1月2日～平成31年1月1日までに建築された住宅

⑩ 太陽光発電設備は固定資産税（償却資産）の申告対象となるのでしょうか？

Q) 太陽光発電設備を設置しましたが、固定資産税（償却資産）の申告は必要ですか？

A) 家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。家庭用であっても発電出力が10kW以上のものであれば対象となります。ただし、ソーラーパネル自体が屋根材となっているものは除きます。

なお、太陽光発電設備については、課税標準の特例が適用される場合がありますので、詳細は資産税課償却資産担当班までお問い合わせください。

※税制改正などにより変更になる場合があります。

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）の所有者に対してかかる税です。

1 軽自動車税を納める人（納税義務者）

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者です。

したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以後に廃車や譲渡をしてもその年度は課税されることになります。

※原動機付自転車・小型特殊自動車は「しばらく乗らないから」「乗らないが車両を持っていたい」という理由等で一時的に廃車（ナンバープレート返納）することはできません。

2 税率

原動機付自転車および二輪車等の税率は、下記のとおりです。

車種区分		税率（年税額）
原動機付自転車	50ccまたは定格出力0.6kW以下【特定小型※1を含む】【ミニカー※2除く】	2,000円
	125cc以下かつ最高出力4.0kW以下【新基準原付】	
	90ccまたは定格出力0.8kW以下【新基準原付除く】	
	125ccまたは定格出力1.0kW以下【新基準原付除く】	2,400円
	ミニカー※2	3,700円
軽自動車	250cc以下【軽二輪】	3,600円
	被牽引車【ポートトレーラーなど】	
小型特殊自動車※3	農耕作業用【トラクター・被牽引式のトレーラーなど】	2,400円
	その他【フォークリフト・ショベルローダーなど】	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

※1 特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものをいいます。

※2 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもので、車室を有するものまたは左右のタイヤ中心間の距離が50cmを超えるものをいいます。

※3 小型特殊自動車に該当するトラクターやフォークリフトなどは、公道走行の有無に関わらず課税されます。

軽自動車（三輪および四輪以上）の税率は、下記のとおりです。

1. 車検証に記載されている「初度検査年月」の時期により税率が変わります。
2. 初度検査年月が平成27年4月以後の軽自動車は、下表②が適用されます。
3. 初度検査年月から起算して13年を超える軽自動車は、下表③が適用されます（電気・ハイブリット自動車や被牽引車などは除きます）。13年を超えない軽自動車は、下表①が適用されます。

車種区分			税率（年税額）		
			平成27年3月31日 までに最初の新規検査 を受けた車両 ①	平成27年4月1日 以後に最初の新規検査 を受けた車両 ②	最初の新規検査から 13年超の経年車両 ③
三輪(660cc以下のもの)			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上 (660cc以下 のもの)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

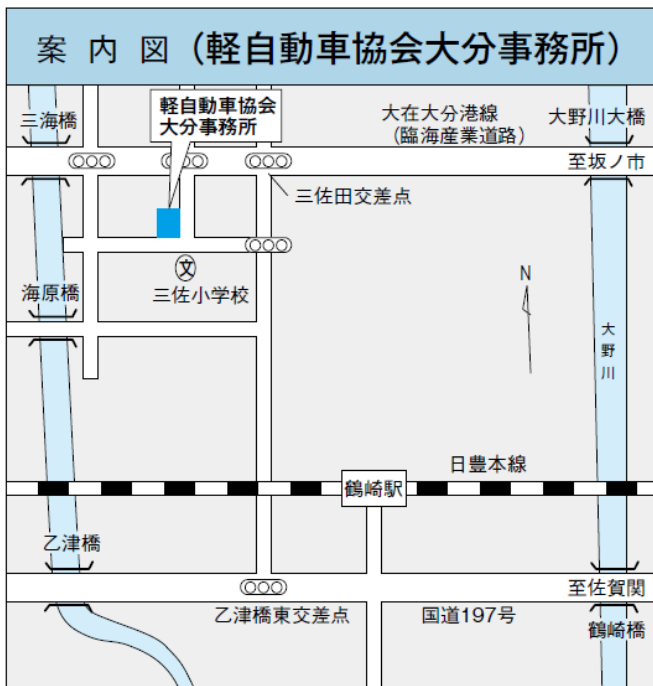
4. 上表②のうち、令和7年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録した軽自動車で、一定の環境性能を有するものは、令和8年度分の軽自動車税に限り税を軽減する特例措置（下表④）あります。

車種区分			税率（年税額）④	
			電気自動車・天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出 ガス規制からNOx10%低減達成)	「★★★★：平成30年排出ガス規制から NOx50%低減達成又は平成17年排出ガス規制か らNOx75%低減達成」かつ「令和12年度燃費基 準90%達成」かつ「令和2年度燃費基準達成車」
三輪 (660cc以下 のもの)	乗用	営業用	1,000円	2,000円
		自家用		適用なし(3,900円)
	貨物用	営業用		
		自家用		
四輪以上 (660cc以下 のもの)	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	適用なし(10,800円)
	貨物用	営業用	1,000円	適用なし(3,800円)
		自家用	1,300円	適用なし(5,000円)

3 申告

軽自動車等を取得した人や大分市内に主たる定置場を移した人は15日以内に、廃車や譲渡により所有しなくなった人や大分市内から主たる定置場を移した人は30日以内に、次の場所で申告してください。

車 種	申告場所
原 動 機 付 自 転 車 (125 cc以下のバイク)	税制課 TEL 537-7314 東部・西部資産税事務所 大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原・ 明野支所、本神崎・一尺屋連絡所
小 型 特 殊 自 動 車 (トラクター、フォークリフト等)	
軽 自 動 車 (三輪・四輪)	全国軽自動車協会連合会 大分事務所 TEL 524-0222 大分市三佐5丁目1番27号
二 輪 車 (125cc 超のバイク)	大分運輸支局登録部門 TEL 050-5540-2087 大分市大州浜1丁目1番45号



4 身体障がい者等に対する減免

身体や精神に障がいのある人が所有（使用）する車両で一定の要件に該当するときは、納期限までに申請すれば税が減免されます。

ただし、減免を受けられるのは、障がい者1人について1台です。自動車税と軽自動車税の両方で減免を受けることはできません。

また、構造が専ら身体障がい者等の利用に供する車両や、公益のために直接専用する車両で、一定の要件に該当するときは、納期限までに申請すれば税が減免されます。

5 納税の方法

軽自動車税は、市役所から送付された納税通知書にもとづき5月末日までに納めていただくことになっています。

なお、自動車税と異なり軽自動車税には月割課税制度はありません。そのため、4月2日以後に軽自動車等を所有した場合には、その年度分の税金はかかりませんが、4月2日以後に廃車または譲渡した場合には、その年度分の税金は全額納めていただくこととなります。

原動機付自転車・小型特殊自動車のオンライン申請

原動機付自転車・小型特殊自動車の一部手続きが、スマートフォンからオンラインで申請できるようになりました。

《申請はこちらから》



QRコードは
(株)デンソーウェーブの
登録商標です。

申請ができる手続き	書類等の発送について
新規申告	レターパックライトで発送
廃車申告	普通郵便で発送
名義変更（同ナンバー使用）	
廃車申告受付書再交付申請	

※所有者の本人確認資料などの添付書類が必要となります。

※発送料は、申請者負担となります（クレジット登録必要）。

- 申請ができる車種
 - ・原動機付自転車（特定小型、ミニカー含む）
 - ・小型特殊自動車
- 申請ができない手続き
 - ・旧所有者が他市町村ナンバーの名義変更
 - ・他市町村ナンバーの廃車申告
 - ・所有者が亡くなった車両の廃車申告および名義変更
 - ・ナンバープレートの汚損・毀損・紛失、排気量の変更による、ナンバープレートの交換を伴う手続き等

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税です。

1 市たばこ税を納める人（納税義務者）

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者です。

※たばこの小売価格には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

2 税額の計算

売り渡し本数 × 税率（千本につき 6,552 円）

3 納税の方法

製造たばこの製造者、卸売販売業者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めます。

参考 たばこ 1 箱（580 円）の中の税金は…

市たばこ税	131.04 円
県たばこ税	21.40 円
国たばこ税	152.44 円
（特別税含）	
消費税	52.73 円
（地方消費税含）	
	<hr/>
	357.61 円

鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税です。

1 鉱産税を納める人（納税義務者）

鉱物の掘採事業を行う鉱業者です。

2 税額の計算

山元での鉱物の価格×税率（1%）

ただし、1ヵ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合には、税率は0.7%です。

3 納税の方法

鉱業者が翌月の末日までに申告し、納めます。

特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取引の抑制と有効利用の促進を図ることを目的として昭和48年に創設されました。しかし、平成15年度の税制改正により、土地流通に関する税負担を軽減する観点から、平成15年度以降課税を停止し当分の間、新たな課税を行わないこととなりました。

入湯税

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備あるいは観光の振興などに要する費用にあてるための目的税です。

1 入湯税を納める人（納税義務者）

温泉（鉱泉浴場）の入湯客です。

2 税率

1人1日について150円

3 課税免除

次に掲げる人は、入湯税が課税されません。

- (1) 12歳未満の人
- (2) 共同浴場又は公衆浴場に入湯する人で、施設の利用に関して支払う入場料、休憩料、入湯料、役務の対価等の合計金額が1,000円以下の人
- (3) 連続して5日以上長期療養を目的とする人
- (4) 市内にお住まいの65歳以上の人

- (5) 市内にお住まいで身体障害者手帳などの交付を受けている人
- (6) 修学旅行その他の教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する人

4 納税の方法

浴場の経営者等が入湯客から徴収して、翌月の 15 日までに申告し納めます。

5 用途

入湯税は、地方税法第 701 条の規定により、環境衛生施設や消防施設の整備あるいは観光の振興などに要する費用にあてるための目的税です。令和 8 年度においては、下記の財源として活用します。

(単位：千円)

内容		令和 8 年度 予算額	一般財源 ※	
			うち入湯税充当額	
1	環境衛生施設の整備	398,683	200,814	22,529
2	消防施設の整備	745,372	193,006	21,653
3	観光の振興	184,099	174,099	19,531
合計		1,328,154	567,919	63,713

※一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。

事業所税

事業所税は、人口・企業が著しく集中する一定規模（人口 30 万人以上）の都市の道路・防災・教育文化施設など、都市環境の整備や改善に必要な財源として使われる目的税です。

1 事業所税を納める人（納税義務者）

市内の事業所などにおいて、事業を行う法人または個人です。

2 税額の計算

事業所税は、事業所などの床面積に応じて負担する資産割と従業者数に応じて負担する従業者割を合算して税額を算出します。

区分	資産割	従業者割
課税標準	算定期間【※ 1】の末日現在における事業所床面積	算定期間【※ 1】中に支払われた従業者給与総額
税率	1 m ² につき 600 円	従業者給与総額の 0.25%
免税点	事業所床面積 1,000 m ² 以下	従業者数 100 人以下

【※ 1】「算定期間」とは、法人は事業年度、個人は 1 月 1 日から 12 月 31 日までをいいます。

3 納税の方法

納税の方法	納税義務者が課税標準や税額などを申告し、納めます。【※2】	
申告納付期間	法人	事業年度終了の日から2カ月以内
	個人	翌年の3月15日まで

【※2】 免税点以下で事業所税がかからない場合でも、事業所床面積の合計が800㎡を超えるとき、または従業者数の合計が80人を超えるときは**申告が必要**です。

～お願い～

〈事業所用家屋を貸し付けている場合〉

「事業所用家屋の貸付等申告書」を提出してください。

〈事業所用家屋を新設・廃止した場合〉

「事業所等の新設・廃止申告書」を提出してください。

4 使途

事業所税は、地方税法第701条の30の規定により、人口・企業が著しく集中する一定規模（人口30万人以上）の都市の道路・防災・教育文化施設など、都市環境の整備や改善に要する費用にあてるための目的税です。令和8年度においては、下記の財源として活用します。（単位：千円）

内容		令和8年度 予算額	一般財源 ※	
				うち事業所税充当額
1	道路の整備	3,710,781	443,646	143,374
2	防災に関する事業	143,838	112,894	36,485
3	教育文化施設の整備	2,094,275	477,678	154,372
4	市債の償還	8,956,945	8,956,945	2,894,637
合計		14,905,839	9,991,163	3,228,868

※一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。

都市計画税

都市計画税は、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税です。

1 都市計画税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人です。

2 税額の算出

課税標準額 × 税率（0.25%）＝ 税額

○ 課税標準額は、原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。

なお、土地については、固定資産税と同じように次の措置が適用されます。

- (1) 住宅用地に対する課税標準額の特例措置
 - ・小規模住宅用地 価格の 1/3
 - ・一般住宅用地 価格の 2/3
- (2) 市街化区域農地に対する課税標準額の特例措置
 - 市街化区域農地 価格の 2/3
- (3) 負担調整措置

3 免税点

固定資産税で免税点（23 ページ参照）未満の人は、都市計画税も課税されません。

4 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。

5 使途

都市計画税は、地方税法第 702 条第 1 項の規定により、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。令和 8 年度においては、下記の財源として活用します。 (単位：千円)

内容		令和 8 年度 予算額	一般財源 ※	うち都市計画税充当額
1	街路の整備	2,211,908	159,758	129,506
2	公園の整備	372,150	84,500	68,499
3	市街地の開発	243,614	45,214	36,652
4	市債の償還	6,090,030	6,090,030	4,936,819
合計		8,917,702	6,379,502	5,171,476

※一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。

国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険制度を運営するために国民健康保険事業・後期高齢者医療制度・介護保険事業・子ども子育て支援事業に要する費用を負担していただく目的税です。

国民健康保険加入者で介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの人）の介護保険料は国民健康保険税の一部として納めていただきます。

1 国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国民健康保険税を納める人は世帯主です。なお、世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、同一世帯に国民健康保険に加入している人がいる場合には世帯主（このような世帯主を擬制世帯主と言います。）に国民健康保険税を納めていただきます（この場合の世帯主の所得は、課税対象になりません）。

※特別な事情により世帯主（擬制世帯主に限る）の変更を希望される人は国保年金課賦課・資格担当班にご相談ください。

2 税額の計算

医療分

所得割額 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額 = 税額（課税限度額 67 万円）

支援分

所得割額 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額 = 税額（課税限度額 26 万円）

介護分

所得割額 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額 = 税額（課税限度額 17 万円）

子ども子育て分

所得割額 + 被保険者均等割額 + 世帯別平等割額 + 18 歳以上均等割額
= 税額（課税限度額 3 万円）

の合計額

区分	課税標準	税率			
		医療分	支援分	介護分	子ども子育て分
所得割額	前年中の総所得金額等から基礎控除（43万円）を差し引いた額（所得のある人個々に計算）	8.68%	2.68%	2.48%	0.31%
被保険者均等割額	世帯内の被保険者数1人当たり（介護分は介護保険第2号被保険者数）	30,600円	9,700円	10,100円	1,000円
18歳以上均等割額	世帯内の18歳以上（※）被保険者数1人当たり	—	—	—	100円
世帯別平等割額	一世帯当たり	25,400円	7,500円	6,000円	700円
課税限度額		670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※18歳以上…令和8年度課税は平成20年4月1日以前生まれの方

【軽減制度】

① 低所得世帯に対する軽減措置

世帯（世帯主・被保険者および特定同一世帯所属者）〔注1〕の前年の総所得金額等の合計額が下記の基準以下の場合、均等割額・18歳以上均等割額・平等割額が減額されます。ただし、市役所で所得の把握ができない場合、減額できないことがあります。

軽減割合	該当する世帯の所得額基準（世帯（世帯主および被保険者等）の所得等合計額）
7割軽減	43万円+10万円×（給与・年金所得者数〔注2〕-1）以下
5割軽減	43万円+（31万円×被保険者等数）+10万円×（給与・年金所得者数-1）以下
2割軽減	43万円+（57万円×被保険者等数）+10万円×（給与・年金所得者数-1）以下

※医療分・支援分・介護分・子ども子育て分ともに同じ軽減割合となります。

〔注1〕「特定同一世帯所属者」とは、市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人をいいます。

〔注2〕一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

② 義務教育就学前の子どもへの軽減措置

義務教育就学前の子どもの均等割額が、5割軽減されます。①の対象世帯の子どもの場合は、①の軽減後の均等割額に5割軽減が適用されます。

③ 出産被保険者の産前産後期間に係る軽減措置

令和5年11月以降に出産予定もしくは出産した被保険者を対象に、産前産後の計4カ月分（多胎妊娠の場合は計6カ月分）の所得割額・均等割額・18歳以上均等割額を届出により免除します。

④ 子ども子育て分の軽減措置

18歳未満（※）の被保険者にかかる子ども子育て分の均等割額は全額軽減されます。

※18歳未満…令和8年度課税は平成20年4月2日以後生まれの方

【後期高齢者医療制度への移行に伴う国民健康保険税の軽減・減免】

後期高齢者医療制度への移行に伴って、国民健康保険税の算出上、次のような措置があります。

- ・国民健康保険被保険者が、後期高齢者医療制度の被保険者となったことで、その世帯の国民健康保険加入者がひとりになった場合、その時点以降の医療分・支援分・子ども子育て分にかかる平等割を減額します。
- ・被用者保険（社会保険等）から後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、その人の被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入する場合について、減免制度があります。

【非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減】

会社の倒産・解雇等で失業し、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」とされた人（非自発的失業者）を対象に、失業から一定の期間（最長2年度）前年の給与所得を30/100とみなして、国民健康保険税を算定します。

軽減の対象となる人は、離職時に65歳未満で雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知中の離職理由の番号が[11・12・21・22・23・31・32・33・34]となっている人です。

申告の際には雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、個人番号カードまたは通知カードおよび本人確認書類が必要です。

【月割計算】

国民健康保険に加入や脱退した場合は、加入は加入した月から年度末まで、脱退は4月から脱退の前月まで、それぞれの期間に応じて月割で計算されます。この場合、世帯の一部加入や脱退についても適用されます。

① 年度の途中で75歳になる人

75歳になる月の前月までを月割で計算し、その年度末までの納期に振り分けます。

年度途中で75歳になる被保険者のみの世帯は、75歳になる月の前月までの納期に振り分けます。

② 介護保険第2号被保険者

(ア) 年度の途中で40歳になる人

40歳になったとき（40歳の誕生日、1日生まれの場合はその前月）の分から介護分を月割で計算します。

(イ) 年度の途中で65歳になる人

65歳になる月の前月（1日生まれの場合は前々月）までの介護分を月割で計算し、その年度内の納期に振り分けます。

3 納税方法

◎ 納付書は一年分（10回分）を一括して6月に郵送します。

納期は6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月です。

税額が変わった場合は、そのつど更正後の納付書を送付します。それ以後の納期分については、新たに送付した納付書で納めていただきます。

◎ 納付に便利な口座振替をご利用ください。

◎ 年金天引き（特別徴収）について

国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の3つの条件を満たす場合、原則、国民健康保険税を世帯主の年金から年金支給月ごとに天引きします。

- ・ 国民健康保険の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- ・ 国民健康保険の世帯主の介護保険料が特別徴収（年金天引き）されている場合
- ・ 国民健康保険の世帯主の介護保険料と世帯の国民健康保険税の1回の特別徴収の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない場合

年金天引きする世帯主には、特別徴収開始の時期や金額の通知を郵送します。

また、年金天引きの対象者で口座振替を希望される人は、納付方法変更申出書と口座振替依頼書の手続きが必要となります。

なお、変更は手続き後2～3カ月程度かかります。

【Q&A】

⑪ 加入手続きが遅れた場合の国民健康保険税は？

Q) 令和7年9月末に会社を退職し、令和8年4月に国民健康保険の加入手続きをしました。ところが、国民健康保険税は令和7年10月から計算されているようです。会社を退職してから加入手続きを行うまでの間の国民健康保険税を負担しなければならないのでしょうか？

A) 他の市町村から転入したり、他の健康保険をやめたりした場合、国民健康保険の加入手続きをしたときから国民健康保険税を納めればよいと考えがちですが、現在の医療保険制度では資格のない空白の日は認められておりません。

よって、国民健康保険の資格は、他の健康保険が適用されなくなった日または転入した日から発生し、国民健康保険税も届け出の遅れた分をさかのぼって負担していただくことになります。

納税通知書

市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納税通知書は1年に1回、第1期の納付月にお届けしています。なお、軽自動車税の納税通知書は毎年5月10日頃までに発送することとしており、納期限は5月末となっています。

※市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納付書は納期別に1枚ずつとなっておりますので、ご納付の際は納付書に記載されている期別と納期限を確認のうえ、お間違えのないようご使用ください。

※納付書は機械で処理しますので、折りまげたり、汚したりしないよう大切にお取扱ってください。

※納税通知書の宛名は住民票などをもとに作成していますが、異動や、ご住所、お名前などの誤りがあった場合は、お手数ですが納税通知書の発送担当課にお知らせください。

市税の納付は便利で確実な口座振替（自動払込）で！

この制度は、金融機関の預・貯金口座から各納期限日に自動的に振替を行い納税するものです。納め忘れの心配がなく、納付に出かける手間が省けます。

(1) ご利用できる税目

- ① 市民税・県民税・森林環境税
（普通徴収）
- ② 固定資産税・都市計画税
（土地・家屋）
- ③ 固定資産税（償却資産）
- ④ 軽自動車税
- ⑤ 国民健康保険税

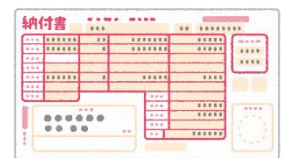
◇ こんな悩みも口座振替（自動払込）にすれば解決です。



仕事が忙しくて
つついっ…



納付書をどこへ
やったのだろう？



納めに行くのも
めんどうだな…

(2) ご利用できる金融機関等

・銀行

大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、伊予銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行

・信用金庫

大分信用金庫、大分みらい信用金庫

・その他の金融機関等

大分県信用組合、九州労働金庫、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、大分県漁業協同組合、ゆうちょ銀行

(3) お申込み手続

① 通帳届出印による申込み

口座振替を希望する金融機関、市役所納税課、国保年金課、各支所・連絡所窓口にてお申込みください。また、ゆうちょ銀行を希望される場合は、直接ゆうちょ銀行・郵便局窓口にてお申込みください。

お申込みには、通帳、通帳届出印、納税通知書が必要です。

② キャッシュカードによる申込み（国民健康保険税のみ可能）

（大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、ゆうちょ銀行、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会の口座に限る）

国保年金課、各支所の窓口では、通帳届出印の代わりに、キャッシュカードでお申込みを行う、ペイジー口座振替受付サービスも利用できます。

暗証番号のわかるキャッシュカード、本人確認のできるもの（運転免許証等）、納税通知書をお持ちになって、窓口へお越しください。

※キャッシュカードによる申込みは金融機関の窓口ではできません。

※お持ちのキャッシュカードの種類によっては、取扱いできない場合があります。

納期限と納める場所

● 令和8年度 市税の税目別納期限一覧表

税目	納期	令和8年										令和9年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
市民税・県民税 森林環境税（普通徴収）				1期		2期		3期				4期			4回
固定資産税（償却資産を含む）		1期			2期		3期				4期				4回
軽自動車税			全期												1回
国民健康保険税（普通徴収）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		10回
納期限		4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	固定 1/4 国保 12/28	2/1	3/1	3/31		

● 令和8年度 その他市税の納期限など

税目		納期限	納税義務者
市民税・県民税 森林環境税 （特別徴収）	給与	翌月の10日まで（6月から翌年の5月まで）	特別徴収義務者（事業所など）
	退職所得 公的年金等	退職金等を支払った月の翌月の10日まで 年金支払い月の翌月の10日まで	
法人市民税	確定申告	事業年度終了の日の翌日から2カ月以内	大分市内に事務所や事業所等がある法人
	中間申告 （予定）	事業年度開始日以後6カ月を経過した日から2カ月以内	
	均等割申告	毎年4月30日	
市たばこ税		翌月の末日まで	製造たばこの製造者・卸売販売業者など
入湯税		翌月の15日まで	入湯客（鉱泉浴場の経営者などが入湯客から徴収）
事業所税	法人	事業年度終了の日から2カ月以内	事務所の床面積1,000㎡超または従業員数100人超の事業者
	個人	事業を行った年の翌年の3月15日まで	
国民健康保険税 （特別徴収）		年金支払い月の翌月の10日まで	年金支払者（日本年金機構など）

※納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

● 市税を納める場所

具体的には次のとおりです。(令和8年4月1日現在)

銀行	大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行
信用金庫	大分信用金庫、大分みらい信用金庫
その他	大分県信用組合、九州労働金庫、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、大分県漁業協同組合
ゆうちょ銀行 (郵便局)	一部納付書については、沖縄県及び九州外では、郵便振替の納付書が必要です
コンビニエンスストア (大分市に代わり代理 受領しています)	<p>〈全税目〉</p> <p>セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア 100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家</p> <p>(国民健康保険税のみ以下のコンビニエンスストアでも納めることができます。)</p> <p>セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK 設置店</p>
市役所 (支所等)	<p>納税課</p> <p>国保年金課 (国民健康保険税)</p> <p>東部資産税事務所 (鶴崎市民行政センター内)</p> <p>西部資産税事務所 (植田市民行政センター内)</p> <p>大南、大在、坂ノ市、佐賀関、野津原、明野の各支所</p> <p>本神崎、一尺屋、今市の各連絡所</p>

※1 次の場合はコンビニエンスストアで納付のお取り扱いができません。

- ・金額が30万円を超える納付書
- ・バーコードが印刷されていない納付書
- ・バーコードの読取ができない納付書
- ・納付書に記載されている納期限を過ぎた納付書

※2 支所・連絡所では、金融機関等の営業時間帯には近くの金融機関等での納付をお願いしております。

※3 QRコードが印字されている納付書は、全国の共通納税対応金融機関でもご利用できます。利用可能な金融機関については、eTAX ホームページ>「共通納税対応金融機関」をご確認ください。(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です)

クレジットカード・ペイジーで市税の納付ができます

〈ご利用できる税目〉

- 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 軽自動車税
- 固定資産税（償却資産）
- 国民健康保険税

1 インターネットを利用したクレジットカード納付

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印字された QR コードを読み取るか、納付書番号を入力することで、納付ができます。

【システム利用料一覧】

納付額	システム利用料
1 円～ 10,000 円	37 円（税込 40 円）
10,001 円～ 20,000 円	112 円（税込 123 円）
20,001 円～ 30,000 円	187 円（税込 205 円）
30,001 円～ 40,000 円	262 円（税込 288 円）
※以降、納付金額が 10,000 円ごとにシステム利用料が 75 円（消費税別）加算されます。	

【利用可能なカードブランド】



【注意事項】

- ・納付金額に応じて一定の手数料負担があります。
- ・合計額が 1,000 万円以上の場合にご利用できません。

2 Pay-easy（ペイジー）納付

ペイジーに対応している、ATM（現金自動預払機）・インターネットバンキング・モバイルバンキングを利用して納付することができます。

ペイジー対応の金融機関については、大分市ホームページをご確認ください。

【注意事項】

- ・払込手数料は無料です。
- ・インターネットバンキング・モバイルバンキングをご利用の場合は、事前に金融機関への申込みが必要です。
- ・「地方税お支払サイト」にアクセスし、QR コードを読み取るか、納付書番号を入力して納付することもできます。対応の金融機関や納付方法の詳細については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。
- ・国民健康保険税につきましては、ゆうちょ銀行 ATM の払込書挿入口に差し込んでの納付はできません。

スマートフォンアプリで市税の納付ができます

納付書に印字されたバーコードや QR コードを利用して、スマートフォンアプリで納付ができます。

24 時間 365 日自宅などでいつでも簡単に納付ができます。

〈ご利用できる税目〉

- 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 軽自動車税
- 固定資産税（償却資産）
- 国民健康保険税

〈ご利用できるアプリケーション〉

バーコード：「P a y P a y」「P a y B」「ゆうちょ P a y（令和 8 年 12 月 20 日でサービス終了）」
QR コード：「地方税お支払サイト」のよくあるご質問をご確認ください。

【注意事項】

- ・バーコードを利用した決済の場合の納付可能額は、納付書 1 枚につき 30 万円までです。
- ・QR コードを利用した決済の場合、アプリのシステム利用料や決済手段、上限金額はペイアプリ等により異なりますので、各アプリのホームページにてご確認ください。
- ・アプリのインストールや決済時のデータ通信量は発生します。
- ・ゆうちょ Pay につきましては、令和 8 年 12 月 20 日をもってサービス終了となります。

【共通の注意事項（クレジットカード・ペイジー・スマートフォンアプリ）】

- ・納期限が過ぎている納付書はご利用できません。
- ・納期（納付書）ごとにお手続きが必要です。口座振替のように、一度のお手続きで以後の納期分が振り替えられるものではありません。
- ・領収証書は発行されません。
- ・市役所・支所・連絡所、金融機関の窓口、コンビニエンスストアでは利用できません。
- ・納付方法についての詳しい説明は大分市ホームページをご確認ください。
- ・令和 8 年 9 月に「地方税お支払サイト」から「eL お支払いサイト」へ名称変更予定です。

自主納税と滞納処分

～市税は納期限内に納めましょう～

1 自主納税

市税は定められた納期限内に納税者が自主的に納めるものです。大分市は納税本来の姿である納税者の皆さんの自主納付を推進しています。

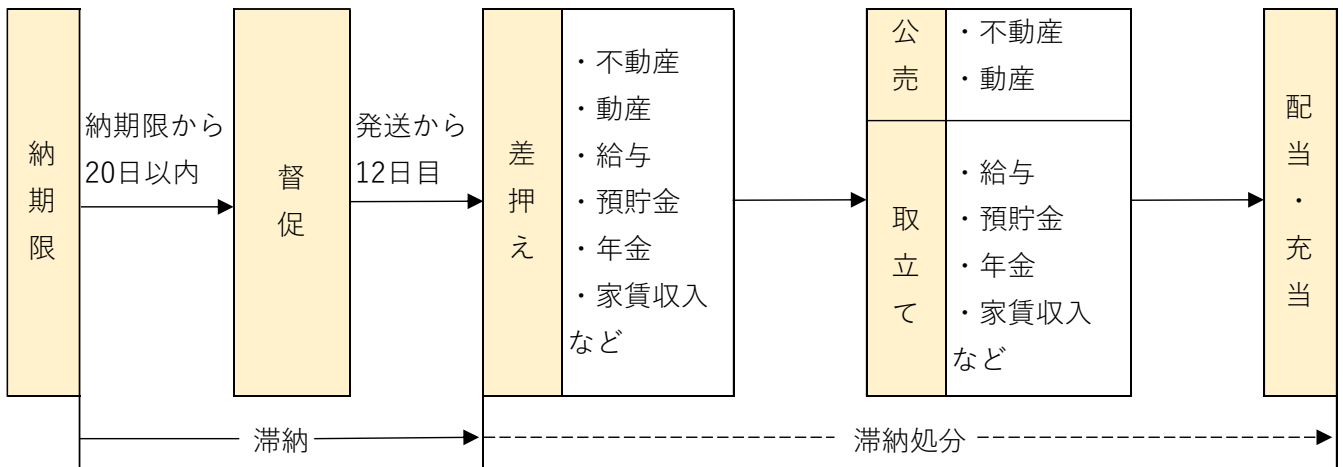
2 市税の滞納

滞納とは、納期限までに納付をしないことをいいます。滞納が確認された場合は、督促状を送付し早期の納付を促しています。

また、督促手数料や延滞金も納付する必要があります。

3 滞納処分

督促状が送付されてからもなお市税を滞納したままでいますと、納期限までに納められた方との公平性や大切な市税収入の確保のために、法に基づき財産（不動産、自動車、給与・預貯金などの債権、家電等の動産など）を差押え・公売・取立て等の滞納処分を行い、滞納市税に充当しなければなりません。



4 市税を大切に

このように、市税を滞納されますと、差押えなど滞納している方にとって不利益となることはもちろん、滞納整理を行うためにかかる多大な費用を貴重な税金から支出することになります。

市税を市政運営に有効に使うため、納税は納期限内にお願いします。

納税の猶予・市税の減免

納税者が、火災、風水害などの災害や盗難の被害にあったり、生活扶助を受けるなどの特別な事情が生じた場合は、その事情に応じて納税の猶予や市税を減額または免除する制度があります。

1 納税の猶予

一定の事由に該当する場合は、申請が必要となりますので、詳しくは、納税課、又は国保年金課までお問い合わせください。

2 市税の減免

納税者が次の要件に該当する場合は、税額が減額または免除されることがあります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

減額または免除を受けようとする場合は、原則として、その税の納期限（固定資産税、都市計画税は納期限前7日）までに各担当課に申請書を提出してください。

税の種類	主な要件	お問い合わせ先
市民税・県民税 森林環境税	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による保護を受ける人 ・失業、疾病等により当該年の所得が著しく減じた人 ・災害を受けた場合など 	市民税課
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困により生活のため公私の扶助を受ける人が所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く） ・災害又は天候不順等により著しく価値を減じた固定資産 	資産税課
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者またはその家族が所有する車などで、障がい者自身が使用する場またはその家族がその障がい者のために使用する場合など 	税制課
特別土地保有税 ※注 平成15年4月 1日以降停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合など 	資産税課
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合など 	税制課
国民健康保険税	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病等により当該年の所得が著しく減じた人 ・災害を受けた場合など 	国保年金課

審査請求

市税の賦課決定や差押えなどの処分について不服があるときは、納税者は、その処分があったことを知った日の翌日（納税通知書を受け取った日の翌日）から起算して3ヶ月以内に市長に対して文書により審査請求をすることができます。

※固定資産の評価に対する審査の申出については、22ページをご覧ください。

■ 証明・閲覧

証明・閲覧申請の手続

市税・資産に関する証明や閲覧請求の際は、第三者による不正取得を防止し、大切な個人情報を保護するため、マイナンバーカードなどの身分証明書により、窓口に来られた方の本人確認を行います。

また、本人以外の代理人の方が請求する場合は、委任者本人の承諾内容を示す委任状が必要になります。

★ 本人確認の方法

税証明等の請求時に、窓口に来られた方（本人または代理人）について、マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カードなどの身分証明書を提示いただき本人確認を行います。

★ 本人確認の対象となる税証明等

所得証明、課税証明や納税証明、固定資産（土地・家屋）評価証明など市税に関する証明の交付および固定資産課税台帳の閲覧を請求する場合

【法人所在地証明、軽自動車税納税証明（継続検査用）、住宅用家屋証明、字図閲覧を除く】

◎ 証明・閲覧請求の際は、次のものをご持参ください。

証明・閲覧	請求者	必要なもの
個人名義	本人	本人の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など)
	代理人	1 代理人の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など) 2 本人が作成した委任状
本人名義	代表者	1 代表者本人の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など) 2 法人印（法人名が確認できるもの）
	代理人	1 代理人の身分証明書 (マイナンバーカード・運転免許証など) 2 法人印（法人名が確認できるもの）を押印した委任状

委任状

令和 年 月 日

大分市長 殿

代理人 住所

氏名

私は、上記代理人に次の申請及び受領を委任します。

委任する事項 ○○○○証明 ○通

委任者 住所

氏名 (印)

生年月日 年 月 日

※法人の場合は、所在地・法人名・代表者名と法人印

委任状の様式例

※固定資産に関する証明は、必要に応じ登記事項証明書や戸籍謄本などを提示していただく場合があります。

※納税に関する証明は、納付直後（納付から約2週間以内）の場合、納付の確認が必要なことがありますので、その領収書をご持参ください。

★申請書・委任状などの様式は、大分市のホームページからダウンロードできます。

証明・閲覧の手数料

証明・閲覧の種類	主な使用目的	証明・閲覧手数料	発行する窓口
所得に関する証明 ・所得証明 (税額・控除記載なし)	融資・保証人等		税制課 証明担当班 537-5673 (第2庁舎3階 本庁舎1階税証明窓口)
所得や税額等に関する証明 ・課税証明／非課税証明 (税額・控除記載あり)	年金・扶養手続・公営住宅等	1件 300円 (証明用紙1枚をもって1件とし、1通で2枚以上になるときは、1枚増すごとに60円を加算する)	東部資産税事務所 527-2132 (鶴崎市民行政センター内) 西部資産税事務所 541-1406 (植田市民行政センター内)
法人の所在地に関する証明 ・法人所在地証明	車庫証明		大南支所 597-1000 大在支所 592-0511 坂ノ市支所 592-1700 佐賀関支所 575-1111 野津原支所 588-1111 明野支所 558-1255 本神崎連絡所 576-1111 一尺屋連絡所 575-8026 今市連絡所 589-2001
納税に関する証明 ・納税証明 ・完納証明 ・軽自動車税納税証明 (継続検査用)	融資・補助金・入札資格申請等	軽自動車税納税証明(継続検査用)は無料	
固定資産税に関する証明 ・固定資産(土地・家屋)評価証明 ・固定資産(土地・家屋)公課証明 ・固定資産(土地・家屋)無資産証明 ・滅失証明 ・償却資産証明	融資・登記手続・売買等		※字図の閲覧は、本庁舎1階税証明窓口、各連絡所では受付をしていません。
課税台帳等閲覧 ・名寄帳兼補充課税台帳 (土地・家屋)閲覧 ・字図閲覧	登記手続・確認資料等	1件 300円 また、写しが必要な場合は、1枚につき複写料10円追加	※国民健康保険税納税証明については、国保年金課管理担当班(537-5616)、各資産税事務所、各支所、各連絡所で受付しています。
軽自動車に関する証明 ・標識交付証明	自賠責保険手続等	1件 300円	税制課 証明担当班(第2庁舎3階のみ) 東部・西部資産税事務所 各支所・各連絡所(今市連絡所は除く)
住宅用家屋証明	住宅用の家屋の登録免許税の軽減	1件 1,300円	税制課 証明担当班 (第2庁舎3階のみ) 東部・西部資産税事務所

受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日(土・日曜日、祝日は除く)

※本庁舎1階税証明窓口は、午前8時30分～午後6時 月～金曜日(土・日曜日、祝日は除く)

なお、午後5時15分～6時の間は所得証明、課税証明/非課税証明のみ取り扱います。

車検を受けるとき、納税証明書の提示は原則不要です

車検を受けるとき、軽四輪車・軽三輪車に加えて、二輪小型自動車（排気量 250cc 超の二輪車）も令和 7 年 4 月から「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」の提示が原則不要となりました。

これに伴い、口座振替・ペイジー納付・クレジットカード納付の方に送付していた圧着ハガキの「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、送付を廃止しています。

ただし、次の①～③の場合には、「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」の提示を求められることがあります。その場合は、55 ページの各窓口（※）や 56 ページのオンライン申請で取得できます。

- ① 対象車両に未納がある場合（中古車は前の納税義務者の未納も含む）
- ② 納付直後に車検を受ける場合
- ③ 4 月 2 日以降（賦課期日後）に定置場を他市町村から大分市へ変更した場合

※「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、大分市役所、東部・西部資産税事務所、各支所、各連絡所で発行しています。窓口にお越しの際は車検証（②の場合は併せて領収書などの納付の確認ができるもの）をご持参ください。

軽自動車税納税証明書（継続検査用）オンライン申請

車検用の納税証明書をスマートフォンやパソコンからオンラインで申請できます。車検証上の「使用の本拠の位置」が大分市である軽自動車・自動二輪が対象です。

- ・納税証明書はご指定の住所に郵送いたします。
- ・郵送料の支払いはクレジットカード決済となります（証明手数料は無料です）。
- ・車検請負業者等の代理申請も可能です。

【利用方法】

- ① スマートフォンで右の QR コードを読み取る
- ② 必要事項を入力し、車検証の写真を添付
（必要に応じて自動車検査記録事項も添付）
- ③ 郵送料をクレジットカード決済
- ④ 申請完了メールを確認



QRコードは
（株）デンソーウェブの
登録商標です。

税証明書 オンライン申請

スマートフォンやパソコンからオンラインで各種証明の申請ができます。

- ・ 証明書はご指定の住所に郵送いたします。
- ・ 手数料、郵送料の支払いはクレジットカード決済となります。
- ・ 誤って取得された証明書については、返金や交換はできません。
- ・ 本人確認が必要な証明を申請する場合は、マイナンバーカードおよびマイナンバーカード認証アプリ（Graffer 電子署名アプリ）が必要です。

1. 取得できる証明書の種類

● 本人確認が必要な証明〈※1〉

所得証明（税額・控除記載なし）、課税証明／非課税証明（税額・控除記載あり）、納税証明〈※2〉、完納証明、固定資産（土地・家屋）評価証明、固定資産（土地・家屋）公課証明、固定資産（土地・家屋）無資産証明、名寄帳兼（補充）課税台帳（土地・家屋）

※1 取得できるのは本人分のみです。

※2 納税証明には、一部発行していない税目があります。

● 本人確認が不要な証明〈※3〉

軽自動車税納税証明（継続検査用）〈※4〉、法人所在地証明、住宅用家屋証明（手数料決済のみ）〈※5〉

※3 代理申請が可能です。

※4 車検証の写真の添付が必要です。（詳しくは、56ページをご確認ください。）

※5 申請書類（申請書・証明書・その他添付書類・返信用封筒）は郵送してください。

2. 申請に必要なもの

- ・ スマートフォン
 - ・ クレジットカード
 - ・ 〈※1のみ〉マイナンバーカード認証アプリ（Graffer 電子署名アプリ）
 - ・ 〈※1のみ〉マイナンバー（個人番号）カード
- ご利用には署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）が必要です。

3. 利用方法



← 申請はこちらから
大分市公式ホームページのオンラインサービスまたは
AI チャットボットからご利用できます。

QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- ① スマートフォンで上の QR コードを読み取る
- ② 注意事項を確認し、必要事項を入力する
- ③ マイナンバーカードを読み取る
※本人確認が必要な証明のみ
- ④ 証明手数料と郵送料をクレジットカード決済
※手数料は証明書の種類によって異なります
55 ページの表をご確認ください
- ⑤ 申請完了メールを確認

税証明書コンビニ交付

マイナンバーカードをお持ちで次の要件を満たす方は、全国のコンビニエンスストア等で所得証明、課税証明／非課税証明が取得できます。

- ・ 証明年度 1 月 1 日および証明取得時に大分市に住所登録がある方。
- ・ 市民税・県民税の申告（確定申告等）により課税資料が提出されている方。

取得できる証明の種類	手数料	利用できる店舗
所得証明 (本人分のみ) (税額・控除記載なし)	1 件 200 円	全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート、イオン九州の系列店舗（イオン、ホームワイド、マックスバリュ） ※ただし、マルチコピー機（キオスク端末）設置店舗に限ります。
課税証明／非課税証明 (本人分のみ) (税額・控除記載あり)		

● 取得に必要なもの

マイナンバーカード

※利用には、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字 4 桁）が必要です。

● 利用時間

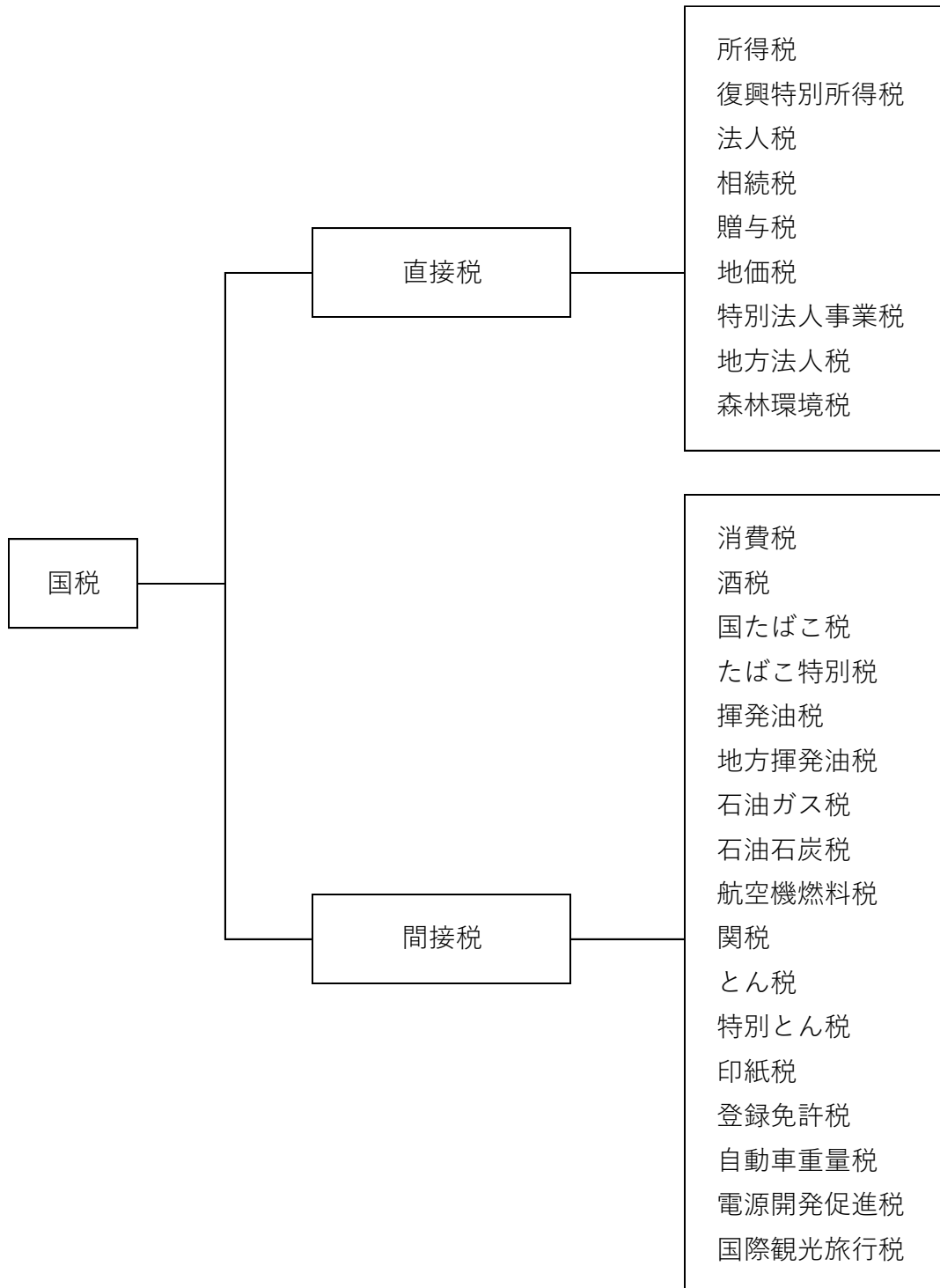
毎日 午前 6 時 30 分～午後 11 時

※システムメンテナンス日を除きます。

● 注意事項

- ・ 利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字 4 桁）を 3 回連続で間違えるとロックがかかってしまい、利用できなくなるのでご注意ください。
- ・ 誤って取得された証明書については、返金や交換はできませんので、必要な証明書の内容をよく確認いただいたうえで操作をお願いします。

国税について



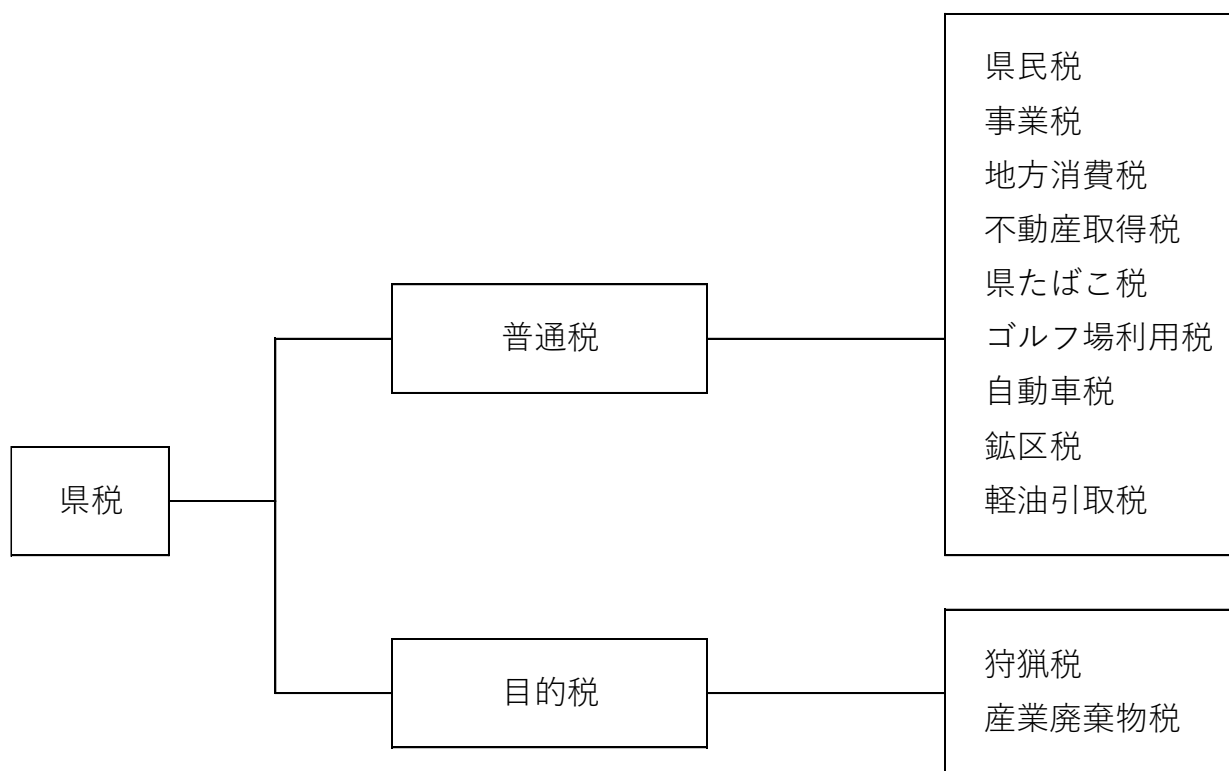
直接税

は、所得税や法人税などのように税金を負担する人と税金を納める人が同じである税金をいいます。

間接税

は、税金を負担する人と税金を納める人がちがう税金をいいます。たとえば、酒税のように、酒の製造者が酒税をおさめるものの、その納めた税金は、酒店で売っている酒、ビールなどの価格のなかに含まれており、最終的に消費者が負担するしくみになっている税金です。

県税について



普通税

は、納められた税金の使いみちが特定されず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のことです。

目的税

は、たとえば狩猟税として納められた税金は、鳥獣の保護等の費用にあてなければならないというように、その税金の使いみちが特定されている税金をいいます。

※国税についてお知りになりたいことがありましたら、もよりの税務署に、
県税についてはもよりの県税事務所に、それぞれお問い合わせください。

国税・県税についてのお問い合わせ先

官公署名	郵便番号	所在地	電話番号
大分税務署	870-8616	大分市中島西一丁目1番32号	532-4171
大分地方法務局	870-8513	大分市荷揚町7番5号	532-3161
大分県税事務所	870-0021	大分市府内町三丁目10番1号	506-5771
自動車税管理室	870-0907	大分市大津町三丁目4番13号	552-1121

市税についてのお問い合わせ先

担当課	お問い合わせの内容	担当班	
【税制課】 第2庁舎3階	○税の制度等に関する事	税制担当班	537-7304
	○固定資産評価審査委員会に関する事		
	○軽自動車税に関する事	諸税担当班	537-7314
	○市たばこ税に関する事		
	○鉱産税に関する事		
	○入湯税に関する事		
	○事業所税に関する事		
○税に係る各種証明に関する事	証明担当班	537-5673	
【市民税課】 第2庁舎3階	○個人市民税・県民税（普通徴収・公的年金等からの特別徴収）に関する事	個人市民税第1担当班	537-5729
		個人市民税第2担当班	537-5730
	○個人市民税・県民税（給与からの特別徴収）に関する事	個人市民税特別徴収担当班	537-5731
	○法人市民税に関する事	法人市民税担当班	537-5609
【資産税課】 第2庁舎3階	○固定資産税、都市計画税に関する事	土地担当班	537-7286
		家屋担当班	537-7291
		償却資産担当班	537-7293
		東部資産税事務所	527-2132
		西部資産税事務所	541-1406
	○特別土地保有税に関する事	管理担当班	537-5610
【納税課】 第2庁舎3階	○納税相談に関する事	収税第1担当班	537-5691
	○市税の督促に関する事	収税第2担当班	537-5692
	○市税の滞納処分に関する事	滞納整理担当班	537-5732
	○市税の口座振替に関する事	管理担当班	537-5611
	○市税の還付に関する事		
【国保年金課】 本庁舎2階	○国民健康保険の加入と資格の喪失に関する事	賦課・資格担当班	537-5736
	○国民健康保険税の課税に関する事		
	○国民健康保険税の納税に関する事	収納第1・第2担当班	537-5738
	○国民健康保険の給付に関する事	給付担当班	537-5735
	○国民健康保険税の口座振替に関する事	管理担当班	537-5616
	○国民健康保険税の還付に関する事		

令和8年度 市税のしおり

令和8年6月発行

発行・編集／大分市財務部税制課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL (097) 537-7304 (税制課直通)